平成18年(2006年)紀北町3月定例会会議録

第 2 号

招集年月日	平成18年3月7日(火)
111/1/1 1 / 1 11	

招集の場所 紀北町総合庁舎議会議場

開 会 平成18年3月9日(木)

応招議員

1番	平野倖規	2番	中村吉之
3番	東 清剛	4番	世古勝彦
5番	濱田耕輝	6番	井土清二
7番	平野隆久	8番	尾上壽一
9番	山中剛司	10番	橋本雄固
11番	永田安彦	12番	浅川 研
13番	濱田武次	14番	中村健之
15番	川端龍雄	16番	松永征也
17番	家崎春季	18番	近澤チヅル
19番	東恒雄	20番	東 澄代
21番	中本 衛	22番	垣内勇
23番	東 寿子	24番	中津畑正量
25番	塩 﨑 悦万	26番	西岡利平
27番	北村博司	28番	野呂健博
29番	岩見雅夫	30番	島本昌幸

不応招議員 なし

31番 谷 節夫

地方自治法第 121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	奥山始郎	助	役	北村	文明
収 入	役	川端清司	総 務 課	長	谷口原	房夫
財政課	長	太田哲生	危機管理認	果長	中場	幹
企画課	長	川合誠一	税務課	長	長野	季樹
住 民 課	長	宮沢清春	福祉保健認	果長	塩崎	副尚
環境管理認	展長	山本善久	産業振興認	果長	平山	厚
建設課	長	倉崎全生	水道課	長	東	養郎
出納室	長	家崎英寿	紀伊長島総	総合支所長	石倉宣	宣夫
海山総合支	5所長	山下 悌	教育委員	長	喜多	健
教 育	長	小倉 肇	教育課	長	奥野	昇眞
代表監查委	受員	佐野耕造				

職務の為出席者

事務局長 中野直文 書 記 川口節生

書 記 牧野尚記 総務課長補佐 堀 秀俊

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

18番 近澤チヅル 19番 東 恒雄

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は31名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

まず最初に、3月7日の本会議で議決をいただきました議案第7号の訴えの提起について、 町長より訂正の申し出がありましたので、許可することといたします。

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。

3月7日の本会議におきまして、議案第7号 訴えの提起についての議決をいただきましたことを心より御礼申し上げます。訴えの提起についての議案の本文中に、一部訂正箇所があることが判明いたしました。本文中、1. 上告人兼上告受理申立人の表示が北牟婁郡紀北町海山区相賀 495番地8、紀北町上記代表者兼処分行政庁 紀北町長奥山始郎となっておりましたが、北牟婁郡紀北町海山区相賀 495番地8、紀北町長 奥山始郎が正しく、つきましてはこの部分の訂正をさせていただきたく、よろしくご了承を賜りますようお願い申し上げます。

大変重要な議案であるにもかかわらず、このような事態になりましたことを深く反省し、謝 罪いたします。

議長

以上で、議決議案の訂正についての説明を終わります。

ただいま説明のありました3月7日に議決いたしました議案第7号 訴えの提起について、 訂正することを承認したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、町長からの申し出のとおり、議決議案の訂正を承認することといたします。

議長

次に議事日程でございますが、本日の議事日程については配布のとおりでございます。 議事日程の朗読を省略させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認め、省略することといたします。

それでは認定に従い議事に入ります。

日程第1

議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

18番 近澤チヅル君

19番 東 恒雄君

のご両名を指名いたします。

日程第2

議長

ただいまより議案の質疑に入ります。

日程第 2 議案第9号 紀北町地域振興基金条例を議題といたします。

質疑を許します。

16番 松永征也君。

16番 松永征也議員

この紀北町地域振興基金条例なんですが、この基金についてはですね、合併特例債の対象となって元利償還金の70%が後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入されるというご説明をいただいたわけですけども、設置第1条にですね、町民の連帯の強化及び地域振興に要する経費の財源に充てるとありますが、この内容ですね具体的にどのような事業を指しておられるのかですね、ちょっとご説明をお願いいたします。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

先ほどの質問にお答えいたします。使い道といたしましては、第1条のとおり地域住民の連帯の強化と地域振興に使用できます。具体的に申し上げますと、合併市町村の一体感の情勢に

資するもの、例を挙げますとイベントの開催とか、新しい文化の創造に関する事業の実施とか、 民間団体への助成等であります。また旧市町村単位の地域の振興にも使います。地域の行事の 展開とか伝統文化の伝承等に関する事業の実施とか民間団体への助成、コミュニティ活動、自 治会活動への助成、商店街活性化対策事業等であります。

またこの地域振興基金は生じた利子等を活用するものでありまして、果実運用型の基金となります。以上でございます。

議長

19番 東恒雄君。

19番 東恒雄議員

ちょっと質疑させていただきます。まずこの議案第9号に提案理由のなかに、この地域振興基金は合併特例債を財源としたという定義がうたわれておるんですけども、人につきましては今、財政課長が言われたように広く地域振興のために使っていくんだというのは理解できるんですけども、例えばほかから町政振興のために基金で積み立ててほしいと民間から、また行政の判断でする場合は、それを積み立てることも可能なのか、お聞きたいと思います。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

先ほども申し上げましたけど、使い道としましては地域住民の連帯の強化と地域振興に使用できます。またこれが、また初めての事業ですので、県等にも問い合わせしなければならないと思います。それで先ほどのとおり、このように本に書いてあるとおりでございますけども、またそのようなことについては、また検討させていただきたいと思います。以上でございます。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認めます。

日程第3

議長

次に日程第3 議案第10号 紀北町基金の処分の特例に関する条例を議題といたします。

質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終了します。

日程第4

議長

次に日程第4 議案第11号 紀北町島勝浦体験型イベント交流施設条例を議題といたします。 質疑を許します。

18番 近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

この議案第11号は、桂城中学校を改修して、体験型イベント交流施設として整備したので、 条例を制定するものということですが、そのなかで3条ですね、体験イベントに関する事業と あるんですが、具体的にはどういうような事業を予想しているのか、詳しく説明してください。 そしてもう1つ12条に、町長の許可を受けなければならないというところの2になんですけ ども、多数の者から寄付を募集し、または署名を求めること、その他これらに類する行為とい うのがありますが、これも詳しく説明、具体的にはどういうことを指すのかお聞きいたします。

議長

平山産業課長。

平山厚産業振興課長

体験イベントの種類につきましては、これまでやってきました自然のカヌーとか、そういった自然を体験した体験、そしてまた農業とか漁業とか産業を中心とした体験ですね。それとあとは林業もそうなんですけど、そういった体験イベントを中心とした事業を行う場所、そういった山歩きもそうなんですが、そういった自然を体験したイベントでございます。

そして今の行為の件なんですが、これは普通館内でいろんなものを売ったり、また署名活動とかいろいろする場合ですね、やはり許可も要るということで一応そういった行為はしないということで制定させてもらいました。もしそういった場合は、町長の許可を得てできるということですもんで、一応許可を得てしてくださという、普通のこういった施設の管理するための条例でございます。以上でございます。

議長

29番 岩見雅夫君。

29番 岩見雅夫議員

ちょっと基本的な面も含めましてお尋ねします。1つは管理運営の問題なんですけども、委託でなしに町の直轄の事業として行われるだろうというふうに、この条例のなかからは判断されるんですけども、産業振興課が担当して職員配置等があるのかどうか。

それから今後の利用計画なんですけれども、利用にあたっては単に施設を提供して、その使用料で収益を得るということだけのものなのかどうか、その点についてお伺いします。

議長

平山産業課長。

平山厚産業振興課長

管理運営の方法につきましては、現段階におきましては直営の方法でとっております。ただ 今後、指定管理者制度等がまた迫っているわけなんですが、そのような時期がこの9月までに しなくてはならないということで、今後そういった方向でやっていくということで、9月以降 には指定管理者制度を設けて、直営でやらない方向で今現在のところ検討しております。

使用料等につきましては、この任せてもらうというんではなくて、やはり常に町の職員を関与しながら運営にあたっていくということで、ただ任せきりという方向では、今後、管理者委託にスタートとしてもそういったことはしていきたいと思います。収入についてはまたこれから条例等のほうもあるんですが、検討していくというふうに考えております。以上でございます。

議長

29番 岩見雅夫君。

29番 岩見雅夫議員

ちょっと質問の点ですね答えられなかったんですが、私の言いましたのは今後の利用計画ですね、そういうものがきちっと立てられるのかどうかという点とですね。これは施設を提供してその使用料によって収益を得るとそういう形のものだけなのか、この点について再答弁願います。

議長

平山産業課長。

平山厚産業振興課長

施設を貸して利用料だけをするというものではなくて、やはり町全体のいろんな観光施設、

そういったものと関連させながらやっていくという、1つのほかのキャンプ場とかいろいろな ことと含めてやっていくということで、ただ利用料だけ入れるというふうな計画ではなくて、 いろんなビジネス化事業というのもありますので、そういったのと連帯しながらやっていくと いう、そういった施設でございます。

29番 岩見雅夫議員

収益を図る点では。

議長

平山産業振興課長。

平山厚産業振興課長

収益を図るという目的の施設ではありません。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

7番 平野隆久君。

7番 平野降久議員

第4条の休館日の件なんですけども、休館日はもう毎週火曜日ということになっているんですけども、旧紀伊長島町では公共施設は月曜というのが多いと思ったんですけども、この火曜日になった理由について、また紀北町になりましたんで公共施設の曜日の統一化等については話はされたのか、その点についてご答弁お願いします。

議長

平山産業振興課長。

平山厚産業振興課長

火曜日とした理由につきましては、日曜日のお客様が来られた場合ですね、月曜日にもまた がるという場合がありまして、そういったことを配慮しまして火曜日といたしました。

ちょっと次の質問わかりませんでしたので、すみませんよろしくお願いします。

議長

7番 平野隆久君。

7番 平野隆久議員

紀北町になりましたので、長島区と海山区の公共施設の統一化についてはどういうふうに考えられたんですかということです。

議長

平山産業振興課長。

平山厚産業振興課長

その点につきましては統一化ということには考えませんでした。

議長

27番 北村博司君。

27番 北村博司議員

前者に引き続いてちょっと確認なんですが、火曜日これ祝祭日にあたる場合どうされるんですか。普通こういう一般的に有料の利用施設の場合は、祝祭日にあたるときはその翌日とするという定めをするのが普通なんですが、これではその日が何の休みであろうが、職員休んだという、こう非常に官僚的な決め方ですね。どういうおつもりですか。早い言えばこれは公共ビジネスでしょう。ちょっとそのへんの説明してください。

議長

平山産業振興課長。

平山厚産業振興課長

その点につきましては本当に祭日等ではお客さんも来ると思いますので、その特例はやはり 設けておくべきだと思いまして、ちょっとその点考慮が欠けていたと思います。

議長

北村博司君。

27番 北村博司議員

27番、いや考慮が欠けていたじゃなしに、基本的にそういう条例のつくり方をするのが普通ですよ。図書館にしろ何にしろ、町民なり町外の人なりを受け入れる施設は、祝祭日にあたるときはその翌日とすると決める。これが私はね大原則だろうと思います。気づかなかったって、これどうされるんですか。改めてこれ取り下げて出し直すんですか、どうするんですか。どっかでこれは早期に条例改正せなあかんでしょう。

だれも気づかなかったという理由は、ちょっと私よく理解できませんけどもね、この議案を 提出する側、原案は産業建設課でつくるんでしょうけども、議会提出するまでに議案として提 出するまでにどっこもチェックしないですか、こういうものは。

議長

平山産業振興課長。

平山厚産業振興課長

この点につきましては私どもの手落ちでありましたので、できるものならそういった条項を 入れたいと考えますので、お許し願えれば取り下げて再度検討していただきたいと思います。

議長

北村助役。

北村文明助役

条項でございますが、第4条のなかにですね、(1)で毎週火曜日となってございますが、その前文のところで、ただし町長が必要と認めるときはこれを変更し、また臨時に休館することができるということで書いてございますので、火曜日につきましてはそれで対応できると、こういうふうに考えております。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

27番 北村博司君。

27番 北村博司議員

担当課長はお許し願えれば取り下げると言っているんですよ。これは議会の議決事項、承認 事項だと思いますが、議長のちょっと見解を聞きたいと思います。どちらが本当ですか。

議長

助役のです。

27番 北村博司議員

さっきの発言取り消すんですか、理事者側が。ちょっと明確にしてください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

課長は取り下げると申し上げましたけれども、私のほうからそれは訂正いたします。取り下げます。課長の発言を取り下げます。

議長

12番 浅川研君。

12番 浅川研議員

すみません。10条ですね。10条の2に必要があるときは、と認めたときですね。使用料のことなんですけれども、また減額しかり免除したりすることができるという要綱、どのような場合を想定するのかということと。

その別表ですね。使用料が規定されていますけども、これは宿泊1泊2日1人3,000円、消費税込みで3,150円ということなんですけども、単位といたしましてですね、例えばその宿泊の団体とかいう場合の申し込まれた場合、その団体はどういう扱いをされるのかとか、団体さんは想定していないのか、そのへんちょっとお聞かせ願いたいんですけれども。

議長

平山産業振興課長。

平山厚産業振興課長

町長が減免ができる場合とかいう想定につきましては、緊急時とかそういったときの避難、 そういったものもありますし、また公的な町の公的な問題、そういったところで来られる方、 そういったものを想定して書いてあります。

そうして1人いくらという金額のあれでございますが、これは団体も含めたなかで考えております。今のところ団体割引とか、そういったものについては考えておりませんが、そういったのはまた団体割引する必要があるといった場合は、先ほど言いました町長が決めた場合というような形で考慮していきたいと考えております。以上です。

議長

ほかに、31番 谷節夫君。

31番 谷節夫議員

31番谷、この施設はですね、職員が張り付きになるといったんですけども、例えばどうしてもこういう施設を使うのは海山区がいつも実施している、そういう体験イベント、あるいは今度合併して紀北町の町内にですね、たくさんそうした夏型のやっぱり集客をするのに、いろんなこう事業をやっている方があると思うんです。そのなかでやはり団体でここの施設を使わさせていただくときに、やはり危険度とか、また急に病気になったとかという場合にですね、いろんなそういう対処をするためのそういう体制が必要かと思うので、そのへんも町としてそのイベントに対して講演をしたり、あるいはそうした必要な人員というか、そういうものも要求すれば、お願いすればやっぱりそのことにも対処できるような、そういう柔軟な集客のためのそのお考えはあるのですか。そのへんを課長お答えください。

議長

平山産業振興課長。

平山厚産業振興課長

一応、この計画につきましてはイベントをこれまでやってきました体験型ビジネス事業のな

かで考えておりまして、そういったコーディネーターがいつここを利用してやっていく、そういったそのコーディネーター自体のビジネスのなかに保険とか、総合保険とかそういったものが掛けておられまして、そのなかで泊まられた方の事故等の責任というのは掛けられるようになっております。

そういったことで個人的な方も泊まられると思いますが、そういったことにつきましてはそれぞれのイベント保険とか、その都度その都度掛けていただいて対処していきたいと思っております。

議長

ほかに質疑される方。

8番 尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

浅川議員と関連なんですけども、第10条についてなんですけどもね。これ使用料のことなんですけども、団体のことをおっしゃったんですけども、私課長に聞きたいのはですね、割引制度をまず考えなかったということなんです。町内の小中学生の使用とか、先ほど言われた野球とかの団体費用、それで連泊費用ですね、そういったものについてのね割引は検討しなかったのかということなんです。

これもしそういうことを検討して行うのであれば、先ほど課長が町長が特に必要とあると認めるときはの2項の話をしたんですけども、これ町長の裁量でね、この団体OK、この団体駄目だよ、そういうことをやられたらね、これは町民から不平不満が出ますよ。だからその割引制度を考えたかどうか、その点について。

議長

平山産業振興課長。

平山厚産業振興課長

この条例のもとに、また規定等はまた今後考えていくわけなんですが、そのなかでそうした 方法等も考えていけるかと思いますので、今後また規定を町のほうで考えていきたいと思って おります。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

規定がどうのこうのということより、まだこの条例を策定するときにね、そういうものはも

うとっくに考えですね、臨むべきだと思うんです。ですから全体的にこれを通した、町長もあれなんですけども、そういったことを十二分に検討していただいてね、やるのが本来ではないかと思うんですが、その点について。

議長

平山産業振興課長。

平山厚産業振興課長

条例といいますといろんな場合が出てくる、今の問題ですといろんな問題が場合が出てくる と思いますので、条例に書くというよりもやはり基本のことを書いて、そうして必要があれば 町長がそういったことが配慮できるという書き方でやっておくというのが、普通の形式かなと 私どもでは考えております。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

ですからね、私この規定でまた細かく決めるのはいいんですよ。ただその条例を行うまでに、 最初の質問はですね検討したのかということだったんです。ですからそういったことも含めて ですね、ここで答弁できるような検討の仕方をやらなければいけないですよということを質疑 させていただいた。以上でず。

議長

平山産業振興課長。

平山厚産業振興課長

そういった問題も検討はしまして、いろんな場合があるなということはわかりました。わかりましたというか、検討しました。そして今後、今も言われましたようにさらに検討をして、 使いやすい施設にしていきたいと考えております。

議長

ほかに質疑される方。

6番 井土清二君。

6番 井土清二議員

本条例の第10条なんですけど私も、別表に掲げる定める額の使用料を納付しなければならないという形で、別表において施設利用料1泊2日1人3,150円という形になっております。集客施設ということで利用人数をどのように見込んでいるのか。またこの3,150円、この利用料

を積算した基礎というのは何だったのか。で年間において利用料において、施設の運営費用を どんだけカバーできるのか、営利企業じゃないという形で、先ほども営利目的じゃないと言っ てましたもんで、運営費用をどのぐらいこれで見積もるつもりでおるか、以上お願いします。

議長

平山産業振興課長。

平山厚産業振興課長

この料金につきましては、これを当然世話する人の費用もかかるということも配慮しまして、この金額を決めております。そういったことで、ただ町実際に入ってくるものはまた予算のなかにもありますが、これよりも低い金額しか入ってこれない。そういったことで営利目的でないというふうに言ったわけなんですけども、積算の基礎というのは全体でどんだけかかるか、どんだけ要るということではなくって、大体こういった施設の宿泊の値段ですね、そういったものを基本にしましてこの価格を決めたのと。

そうして実際このイベントをやって、これまで体験イベントのなかでやってきた、そういったなかでどれだけの宿泊であれば、料金であればお客さんが来てくれるのかという、そういった検討のなかでこの金額を決めさせていただきました。以上でございます。

議長

井土清二君。

6番 井土清二議員

一応、利用人数を予測というのをちょっと教えてほしいんですけども。

議長

平山産業振興課長。

平山厚産業振興課長

利用人数の予測につきましては、一応計画では年間 600人という当初の計画があるわけなんですけども、全体のビジネス化事業のなかで考えている場合は、やはり 2,000人ぐらいを見込んでおります。以上でございます。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

24番 中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

担当委員ですので、1点だけお聞きしておきます。この具体的なこの料金等の体系等も立て

られて上程されているわけですが、これをつくるときの前提として民業圧迫につながらないか、 そこらへんの検討はあったのかどうか、ちょっとそこらへんを質疑をいたします。

議長

平山産業振興課長。

平山厚産業振興課長

そういった点も検討いたしまして、全然ないとは言い切れませんでしたが、やはりキャンプ 場等も夏になるとかなりオーバーしまして断っている状態が多くあります。そういったなかで やはりこういった宿泊できる施設があればいいということでやりまして、団体30人も40人もと いう場合はやっぱり民宿というのがかなり難しいかなと思いまして、やっぱりこういう施設も あって互いに栄えるのではないか、また少人数で来た場合は民宿に回すとか、そういったこと も考えられますので、そういった配慮を全体的に考えて実施したものであります。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第5

議長

次に日程第5 議案第12号 紀北町国民保護協議会条例を議題といたします。

質疑を許します。

27番 北村博司君。

27番 北村博司議員

ちょっと初歩的かも知れませんけども、この国民保護法というのは私権の制限も含めてかなり議論を呼んだ法律ですし、国でね、制定するまでに。それの関係ですが、この条例の中身がまた何にもないんですね。委員が50人以内となっているだけで、何て言うのか極めて簡素と言えば簡素で、すべてあとはどこで詳しいこのあれを決めるんですかね。会長が諮って決めるとなっているだけで、ちょっとよくわからんものになりますけども、一体何をするのか。

それからこれは次の対策本部の設置条例で関係してくるんですけども、これは防衛庁の職員が当然出席してくるわけですね。それでこれ町の職員が基本になっているんだろうと思います。

本部長というのは町長なんでしょうね。会長はどういう人なんか民間なのか、想定しているのか、町長が兼ねるのか。それで協議会そのものが諮問機関なのか何なのか、もうちょっと基本的なことをちょっとご説明いただきたいと思います。一体何をしていようとしておる協議会ですかね。

議長

中場危機管理課長。

中場幹危機管理課長

議員のご質問にお答えさせていただきます。

この国民保護法の協議会条例でございますが、まず大本の平成16年9月に施行いたしました 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律でございまして、ほとんどがこ の条例のなかにうたわれている部分でございます。

それと先ほど議員ご指摘のありました中身についてでございますが、まず委員会で何をするのかということなんですけども、まず国民保護に関して市町村が行う行動というのがございまして、情報の伝達とか避難の誘導とか救助の救援等がございます。それらに関します重要な課題とか、今後平成18年度に作成予定であります国民保護計画を諮問させていただきまして、そのなかでいろいろご審議をいただくという協議会でございます。

また自衛隊のお話がございましたが、現在のところ当町といたしましては町内に自衛隊の施設等もございませんし、県等のアンケートもいただいておるわけなんですけども、自衛隊の職員を協議会のなかに入れる予定は持ってございません。

また会長ですけども、これも上位の法律に則りまして、町長が会長をさせていただくことに なっております。以上でございます。

議長

北村博司君。

27番 北村博司議員

これは一部報道で見たんですが、県あたりではすでに自衛隊の幹部と一緒に、自衛隊の組織と一緒に机上演習なんかやっていますね。これ誠にプロの世界でして、役場の職員が果してできるのかどうか、防災関係でしたら消防署なり消防団なりがありますけども、武力攻撃だとかテロだというものについてどれだけの知識や事前学習しているのか、これ協議会つくっても何するんだという、正直言って思うんですが、これは諮問機関じゃないんですね。どうなんでしょう。これ私権制限を国民保護法でやるわけですから、土地のあれなんて言うのかな。陣地を

構築するためには私権制限もやるということが眼目になっておると思うんですが、そのときに 意見を言うということですかこの協議会は、そういう上に対して。そっちから諮問受けるんで すか、ちょっとそこ聞かせてください。

議長

中場危機管理課長。

中場幹危機管理課長

お答えさせていただきます。先ほど私諮問と申し上げましたのは保護計画、市町村保護計画 の策定につきまして諮問をさせていただくということでございます。

それと議員ご指摘のように大変高度な情報とか、高度の技術の要ることでございますで、今後、国とか県のご指導いただきまして中身を詰めていきたいというふうに考えておりますので、 ご理解いただきたいと思います。

議長

24番 中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

質疑をいたします。この提案理由のなかで武力攻撃事態等にということで言葉がありますけども、どういう武力攻撃が想定されて、こういう言うたら提案になったのか、具体的な危機管理課長でもいいです、町長の答弁をお願いしたいと思います。

それと特にですね、前者も言われましたけども、協議会の委員の定数は50人、これ相当な数なんですが、実際にこの条例が可決されたときには、いつごろこういう格好でこの50人の委員を選定されるのか、その点お聞きしたいと思います。

議長

中場危機管理課長。

中場幹危機管理課長

お答えさせていただきます。まず人数の50名についてでございます。調査というか、ほかの 市町村も調査をさせていただきましたところ、三重県におきましては55名の人数で作成をして ございます。17年度に間もなく出されると思っております。

当町につきましても今後どのように人数を決めていくかという議論のなかで、他方、ほかの 市町村にも確認しましたところ、合併のされていない市町村等菰野等につきましては30名等を 計画しております。ただ紀北町としましては合併したすぐでございまして、行政機関、その他 NTTさんとかいろんなとこが入っていただくんですけども、現在旧海山町にもございますし、 旧紀伊長島町にございます郵便局とか、駅とか、消防署とか、いろいろなものがございまして、 大枠でそのへんを繰りますと、大体約50名ほどになりますので、協議の段階ではもう少し少な くしたいという希望もございますが、最大の人数をここにあげさせていただいておるというこ ことでご理解いただきたいと思います。

もう1つ、どういうのが武力攻撃かというご質問だったかと思いますけども、まずミサイルの攻撃とか、上陸とか、そういうものを想定をしてございます。ただもう1つそればかりではなくって、これは平成7年に起こりましたサリン等の、地下鉄サリン事件とかですね、平成13年でしたでしょうか、アメリカのテロ等がございまして、そういう巨大テロに対する体制を取るための計画をつくるための協議会というふうに、ご理解いただきたいと思います。

議長

中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

この提案をされるときにはですね、当然県からの防災危機管理局長からのアンケート形式の 問い合わせといいますか、文書が届いておると思うんですが、そこの中身も全く知りたいわけ ですが、それに参考にされてこれをつくられたということがあるんですか、1点それと。

もう1つは、先ほどの武力攻撃のこのミサイル攻撃とかテロとか、サリンだと当然国内の話なんですが、テロ攻撃、アメリカの1.17ですか、あのテロに対する対応に対する国民を守っていくという大名義はたっておりますけども、実際にこの武力攻撃はどこから来るのか、そこらへんがどういう国からの攻撃をされているのかというのが、非常に私としてはわからないんです。これは国会のほうでも随分議論はされていますけれど、明確にはなっておりません。そういう点でどこからの武力攻撃を想定されて、こういう格好になっているのか。全くこの国民保護法というのは全国の市町村にこういう法律に基づいての設置を国のほうから出されておりますけれど、実際には市町村としては自治体としては非常に戸惑っているというのが実態かと聞いておりますが、そこらへんのとこも危機管理課長として把握されているのかどうか、その点をお聞きしておきます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

いろいろご懸念なされることはよくわかります。しかし非常に国際状況、今言われたサリン等もあった、これは国内ですけども、アメリカの9.11のこともあります。だからどこからじゃ

なくて不特定多数と考えます。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第6

議長

次に日程第6 議案第13号 紀北町国民保護対策本部及び紀北町緊急対処事態対策本部条例 を議題といたします。

質疑を許します。

27番 北村博司君。

27番 北村博司議員

先ほど危機管理課長は自衛隊の基地がないんで、自衛官を入れることは考えていないという ことでしたけれども予備自衛官もおりませんか。これは国から給与も支払われている、あれは どうですかな。公務員の一種だろうと思うんですが、予備自衛官もいませんか紀北町内に、ち ょっと確認させていただきます。

議長

中場危機管理課長。

中場幹危機管理課長

申し訳ございません。予備自衛官がおるかどうかちょっと確認はしてないんですけども、私ちょっと言葉足らずで申し訳なかったんですけれど、自衛隊の施設等がないということと。もを1つ大きなそういう攻撃の対象になるであろうというような施設がない部分、県のほうに問い合わせた結果、市町村ではほとんど自衛隊の方を委員としては入れないというような話も聞いておりまして、当町としては自衛隊の職員の方をこの協議会に入れることは考えていないということで、大変申し訳なく思っております。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

16番 松永征也君。

16番 松永征也議員

先ほどの条例でも出ましたけど国民保護計画ですね、これをやっぱり早急に立ててですね、 全体の姿をね示すべきやと思うんです。この条例にしても本部の組織だけを規定されておるわけなんですけども、この国民保護計画の策定のスケジュールというのかね、その時期どんなふうにお考えなのかお聞きいたします。

議長

中場危機管理課長。

中場幹危機管理課長

議員のご質問にお答えをさせていただきます。

当町といたしましては、平成18年度に市町村の紀北町の国民保護計画を策定いたしたいと考えておりまして、予算にもその分の印刷製本費として若干の費用をあげさせてもらっております。これにつきましては平成16年の9月に開催されました、国の第5回国民保護法制本部のなかでスケジュールが示されておりまして、それに則りまして平成17年度は県が、平成18年度は市町村がというスケジュールになってございます。以上でございます。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第7

議長

次に日程第7 議案第14号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例を議題といたします。 質疑を許します。

19番 東恒雄君。

19番 東恒雄議員

1点だけお伺いいたします。

この十須集会所の施設を設置する条例案でございますが、この十須集会所につきましては17年度の第3号補正予算で事業の繰越明許費が掲載されております。そういう事業が現時点では 完成できないということで、繰り越していくことを承認する議案でもあります。そういうなか で本条例案が附則で5月1日から施行するという条文が入っておるわけでございますが、この 議案第14号とこの繰越明許費の補正の関連で誤りがないのか、これが適正な処理方法と言える のかお伺いいたします。

議長

奥野教育課長。

奥野昇眞教育課長

お答えいたします。十須集会所につきましては、旧長島町におきまして平成17年9月30日から平成18年3月24日の工期で着手させていただきまして、着工と同時に旧建物を取り壊しまして、年度内の完成を目指しておりました。しかし、地元区からは過去に投票所としてずうっと使われておりまして、11月13日の町長選挙のときも投票は地区内の旧十須集会所で実施できるようにされたいというふうな要望がございました。そのために取り壊しを選挙終了後としたため、年度内の完成となり繰り越すことになったものでございます。それにつきまして工期は完成予定といたしまして18年の4月末を予定しておりますので、5月1日でこの条例を施行するというものとは符合しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

東恒雄君。

19番 東恒雄議員

関連、私の言わんとするところはですね。現時点ではまだ完成していない建物を、いわゆるこの集会所の条例の一部改正する条例のなかで、議案として出してくることが適当であるかどうか、完成してから施設というのは条例に提案して設置を認めていくのが通常であるのではないかという気持ちで質問しておるわけでございますので、その点について再度お考えをお示しいただきたいと思います。

議長

奥野教育課長。

奥野昇真教育課長

議員さんおっしゃるとおり、完成してから議会に上程させていただくのが筋かと思いますが、 完成の予定が4月末ということで次の一番近い議会が6月定例会ということでございますので、 今現在予定される完成日から一番近い議会までに1ヵ月間、1ヵ月半ほど期間がございます。 その間せっかく完成した施設を地区が利用できないというのも、何かと地元といたしましても 不都合があると思いますので、今回上程させていただきましたので、よろしくお願いいたしま す。

議長

東恒雄君。

19番 東恒雄議員

19番、要望的な意見をちょっと述べさせていただきますが、やはり形が整ってないものを現時点で上程されて、施行期日は5月1日ということがあるんですけども、その5月1日の間にどういう事態が発生するとも限りません。そういう意味でも私言うておるんですけども、是非これは担当委員会で私の意見も踏まえてしっかりと答弁をしていただきたいと、その要望をさせていただきまして終わります。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

質疑がないようですので、以上で質疑を終わります。

日程第8

議長

次に日程第8 議案第15号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を 議題といたします。

質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

日程第9

議長

次に日程第9 議案第16号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

日程第10

議長

次に日程第10 議案第17号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

質疑を許します。

18番 近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ですが、2のところに6条1項から4項までに次のように改めるの2のところで、前項の規定により職員を昇給させるかどうか、及び昇給させる場合とか書いてあるんですけども、これももう少し詳しくだれが、どのように昇給させるかどうかを決めるのか、お答え願いたいと思います。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

お答えいたします。まずこの2項の内容ですが、良好な職員であった者は4号とするという期間でありますが、4号級とすると、今までですねこの前の内容説明させていただいたように、1号級を4分割にしたということから、そういった処遇については4号級を適用するというものでありまして、後の2点目のだれがするのかということなんですが、評価するのは任命権者ということで町長と、町長部局については町長というような形になろうかと思います。以上です。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

町長が全部の職員を管理するのは大変難しいんじゃないんかなという思いもありますが、民間においてもですね、今朝のニュースでも春闘の大きな課題にですね、成果主義のこの評価制度について大変だということがニュースでも報道されておりましたが、これを自治体に運営するうえにおいて民間でも問題が起きておりますが、自治体ではどういう影響、もっとあるんで

はないかなと思われますが、その点についてどう考えておられるのかお尋ねいたします。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

だれがするのかと、先ほどの質問について少し言葉足らずのところがありましたので、そこも合わせてですねお答えをいたします。この間も説明したとおりですね、人事評価制度は県下におきましては15町すべての町に導入はまだされておりません。したがいまして、去る2月の町村会の総務課長会議におきましてですね、全町共同して標準的な人事評価制度を導入しようということで4月からワーキンググループ、係長、課長補佐クラスでワーキンググループをつくってそこで標準的なものをしようと、そのなかでだれがどういったとこを評価してするのか、またどういった基準でもって評価をするのかといったこと、最終的にはそれらを評価をしたものに基づきましてですね、最終的な決定権者としては任命権者である町長がするということになりまして、いずれもどういった内容で、どういった基準でだれが行うのかといった人事評価制度については、4月以降の町村会での各15町の総務課長、またワーキンググループ等で検討して導入に向けていくということで考えております。以上であります。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

日程第11

議長

次に日程第11 議案第18号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第12

議長

次に日程第12 議案第19号 紀北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条 例を議題といたします。

質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第13

議長

次に日程第13 議案第20号 紀北町し尿処理条例の一部を改正する条例を議題といたします。 質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第14

議長

次に日程第14 議案第21号 紀北町種まき権兵衛の里条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第15

議長

次に日程第15 議案第22号 紀北町和具の浜海水浴場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第16

議長

次に日程第16 議案第23号 紀北町過疎地域自立促進計画の制定についてを議題といたします。

質疑を許します。

9番 山中剛司君。

9番 山中剛司議員

紀北町過疎地域自立促進計画後期計画、これについて若干質疑をしたいと思います。

これあまりいい表現ではありませんけれども、提案理由として合併による新たに過疎自立促進市町村計画を策定する必要が生じたためというのは、これ提案の理由なんですよね。それでこれつぶさに読んでみますとね、まさに計画をこれ羅列しただけの計画なんですよ。まず一つずつ指摘をしたいと思いますけども、括弧の計画それぞれ項目がありますよね。例えば学校建築にしても社会教育のいろんな施設の建築にしてもですね。こういう計画がありますよということを羅列してあるだけですよね。もちろんこれこの後期計画の性格からいけば、それでいいんじゃないかなとも思うわけですけれども、それで11ページにはですね、「しかし財政的には非常に難しい」ということが指摘されておるわけです。それで個々にいわゆる羅列しただけ、実現性があるのかどうなのかという部分についてはですね、個々にお伺いしたいと思いますけども、あまり詳細にやるとなんですので、56ページの医療の確保、これは非常に私ごとで申し訳ないんですけども、私紀北医師会のお医者さんの会報を13年間編集しておりまして、その間ですね、いわゆる例えばここに書かれてある医師会の協力のもと、地域の特性に則した医療体制を確保し、休日診療体制の充実と救急医療体制の充実を図ります。町内の医療機関との連携強化を図りつつ近隣の総合病院や関係団体との連携を強化し、適切に対応できる医療体制の確立を図ります。これまさにね、字を羅列してあるだけですよ。

私13年間の医師会の会議のなかで、いわゆる地域の地方自治体とですね、こういった項目については話し合いをしたということについてはですね、全く聞いておりません。それでいわゆ

る先ほど私11ページのとこで指摘をしましたけども、確かに財政難で非常にこう難しい部分があるということはわかるんですよ。ところが医療の確保、現況と問題点その対策、ほとんどこれ予算の要らんことなんですよ。予算が伴わなくっても医師会と定期的に話し合いをすることによって、実現に少しでもこう向かっていくことなんですよね。これらが行われているのかどうか。今後、もし行われていないとすればですね、こういった問題についてもう少し具体的に行う考え方を持っているのかどうなのか、そこらについてまず第1点お尋ねしたいと思います。それと62ページ、これはたまたま俺のとこの課へ来たなということで、嫌な顔をされると思いますけども、実はこれ計画各課全部そうですから、たまたまこのいわゆる62ページの部分でお尋ねしたいと思いますけれども、各学校の状況が書かれておるわけですね。いわゆる耐震の

調査が終わった学校とか、その他について全部これ羅列しておるわけですよね。今年度の予算

を見てみましても耐震調査は若干手を付けられておりますけども、これらの学校の具体的なや

っぱり方向については全くこれ定められてないわけですよ。必要性を並べただけなんですよ。

例えばこれ町長いつでも言ってますよね、東南海地震、南海地震の襲来、町内の学校を見たときにですね、耐震の調査の結果だけ、今日私たまたま耐震の調査の結果を持ってきておりませんけども、かなりやっぱり危険な学校があるはずなんですよ。そういう危険が予測されて、児童生徒の生命を守っていくというのはですね、これ行政として最大の任務ですよ。そこらの位置づけが非常にこう漠然となされております。

それからもう1つ、これ63ページの教育の振興、これ社会教育の振興、学校教育の振興ですね、これらについてはもうチョロチョロと1行か2行、その必要性が述べられておるわけなんですよね。それで特に今回合併しまして紀北町のなかを、紀伊長島区と海山区に分けた場合ですね。これ海山区が非常にやっぱりこういった集会所等こういったものがよく整備されておりまして、2つの集会所だけですね。それで長島区では7つの集会所が必要ということでこれ羅列あげられておるわけです。このあげられておるなかに非常に危険な公民館や集会所もあるわけですよね。そこが避難場所に指定されておるわけです。にもかかわらず全くそういったものについて羅列しただけですね。具体的にどうやっていくんだという位置づけが全くないわけですよね。わずかに位置づけがあるのが11ページのなかで、「財政難で」ということでかなり実現性がこう難しいなということを匂わせてあるだけですよ。そこらの部分についてはもう少し具体的にご答弁願います。以上です。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

それじゃ質問にお答えさせていただきます。議員指摘のとおり実際には紀北医師会とですね、 具体的な相談の機会は持っておりません。これにつきましては改めてですね指摘があったとい うことではないんですけども、今後は2町が合併しまして紀北町として紀北医師会なり、救急 医療体制についてもそうなんですけども、今後は十分その医師会とも検討しながら、ここにう たってあるようなもとで努力してまいりたいと思っております。以上であります。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

お答えいたします。学校のこの増改築の計画につきましては、紀伊長島町のほうは耐震と耐力度調査を終わりまして、改築の必要のある学校についてですね、西・紀北・東、この3校につきましては改築の将来も含めて必要があるものと考えております。

合併に際しまして、海山町の学校につきましては現在耐震調査は必要なところは終わっておるんでございますが、耐力度調査が終わっておりませんので、耐力度調査の必要な相賀小学校、あるいは今後、引本小学校、あるいは船津小学校といった要望の出ておる学校についても調査をしてですね、このうちからその必要度といいますか、そういったものを精査しまして、そして建設改築計画を町長部局と相談をしながら、早急に立てていきたいとそのように思っておりますので、よろしくご理解願います。

議長

山中剛司君。

9番 山中剛司議員

ただいまの答弁よくわかるのですけども、私指摘したかったことは、これはおそらく紀北町 過疎地域自立促進計画後期計画ですね。これをつくるためのですね財政的な負担、かなりのも のがこれ1冊にかかっておると思うんですよ。それでもちろん私また当初予算のなかで、非常 に財政難だという部分での指摘もしたいと思いますけども、確かにその諸刃の剣でこれ財政難 だから非常にこれ厳しいということ、私よくわかるんですよ。

例えば今、福祉のほうの課長から医師会の方との部分については今後、十分努力をしたいと、 やっぱりこれね医療の確保というのは、私これ極めて大切なことやと思うんで、私が言うまで もなくこれ担当課長が十分ご承知のことだと思います。

それでそういったことについてはやっぱり計画倒れに終わらずに、文字の羅列だけに終わら

ずにですね、おそらく医師会のほうへ申し込めばですよ、私は軽くこれ受けてくれると思うんですよ。財政的な負担といったら本当にお茶一杯代ぐらいでですね、応じてくれると思うんですよね。だからそこらやっぱりきちんとやっていただきたいなということを要望して、これ以上は質疑することは避けたいと思います。

それと今、教育長のほうから学校建築ですけども、私は指摘しましたように、やはり児童生徒の安全確保、これは教育委員会だけにかかわらず、行政としての私は最大の使命だと思うんですよ。それで非常に耐震、耐力度調査等を見てみますと、今日は持ってきておりませんけども、町内にこうかなり危険な学校等があると思うんですよ。だからそれはね、やっぱりそういう観点に立って、ただ単にこう羅列だけに終わるんではなしに、今後、財政難、たとえ財政難のなかであってもこう年次目標を決めてですよ。こういう形でやっぱり努力をしていくという努力目標はやっぱり掲げられて、初めてこの後期計画の計画が生きてくると思う

だからそういう見地から、これ私町長にお尋ねしたいと思います。そういう見地からそこらの私の指摘、質疑についてどうなのかということをお答え願いたい。このように考えます。 以上です。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ご指摘の件はよく理解をすることができます。財政の点につきましても議員は非常に熟知しておられると思います。その財政厳しいなかでですね、この学校建設というのは必要に思っております。ですから教育長答えたように耐力度等の検査をした後ですね、そのよく必要性、緊急性等の検討をして、後、着手をしていく考えでおります。

議長

山中剛司君。

9番 山中剛司議員

これ以上、あまりしつこく指摘はしたくないんですけども、あなたこれいつでもね、東南海地震、いわゆる大地震の危険性というのをことあるごとにいろんな集会やいろんな挨拶のなかで訴えておられる。私何回聞いたかわからんですよ。ましてや児童生徒の危険を守っていくということです。安全性を確保していくということですね。これ私行政責任の最たるものだと思うんですよ。確かにこれ財政の問題については私もまさか、また後ほど予算書のなかで指摘したいと思いますけども、合併してこれほど厳しい予算だということについては、私自身もです

ねびっくりしたような状況なんですけども、それは確かにわかります。しかしね子どもさんの やっぱり安全を守るということはですね、これは何回も申し上げてますけども、行政の最たる 任務ですよ。しかももう本当にどこの学校という、特定の学校はあげませんけども、ある学校 に至ってはですね、もう屋上から非常にこう大きなクラック、ヒビというのですか、亀裂が入 っているような学校もあるわけですよね。

だからそれを即座にやれないにしても、こういうね、ただ単なる義務だけでこう羅列をして しですよ。それがいわゆる後期計画で事足りるでは私はならんと思うんですよ。だからそこら について町長ですね、もう一度、私もうこれで3回目の質疑でございますので、もう一度ご答 弁願いたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

お言葉を返すようで誠に申し訳ないんですけども、議員は羅列とおっしゃいますが、これを明記することによって、つまり行政の執行者としてのですね意欲、意思をくみ取っていただきたいと思います。ですからここに書いたこの小学校、中学校のことはですね、やる必要があるという認識を持っておるわけで、鋭意努力いたします。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

橋本雄固君。

10番 橋本雄固議員

今、56ページですんやけども、医療の確保ですが、今隣の議員さんが医療に関して言いましたが、町長に質問いたします。

これ紀伊長島区1つ、海山区を1つ病院になってます。町長自体が今まで病院にかなり接触をしてないと私は思うんです。どうですか町長、それ。

あのね町長、病院ともっと接触してほしいと私は思うんですわ。長島でも海山でもね。海山 区でも長島区でも、どうですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

地方の病院の医師不足なんかも情報としては得ております。ですから地方にある医院とか病

院はですね、非常に大事な存在であると感謝しております。今後、議員の言われたことについても忘れないようにしたいと思います。

議長

橋本雄固君。

10番 橋本雄固議員

町長、今答弁された、是非それをお願いします。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

議長

ここで暫時休憩いたします。

11時から再開いたします。

(午前 10時 45分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 00分)

日程第17

議長

次に日程第17 議案第24号 三重紀北消防組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

日程第18

議長

次に日程第18 議案第25号 東紀州農業共済事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を打ち切ります。

日程第19

議長

次に日程第19 議案第26号 三重県自治会館組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を打ち切ります。

日程第20

議長

次に日程第20 議案第27号 三重地方税管理回収機構の規約変更に関する協議についてを議 題といたします。

質疑を許します。

9番 山中剛司君。

9番 山中剛司議員

三重地方税管理回収機構のこの設立についてですね、旧町、海山区のほうはよくわかりませんけども、旧町のほうでもこれはいろんな異論があったところですけども、若干これに関係して関連した質疑をお許しいただいてお尋ねしたいと思うんですけども、これ回収機構の市町村、これ市町村合併等によって大幅に数が少なくなっておるわけですね。そこへ集まっておる市町村と自治体の数が少なくなっておるわけですね。この少なくなったことによってですね分担金

に変化がないのかあるのかということですね。

それからもう1つお尋ねしたいことは、当然、行財政のなかで今度は費用対効果ということは最近よく言われるわけですけども、どれだけの分担金を出して、どの程度の税回収が今行われているかということですね。この2点についてお尋ねしたいと思います。以上です。

議長

長野税務課長。

長野季樹税務課長

ただいまの議員のご質問にお答えさせてもらいます。

現在、その分担金の関係につきましては当初の予算にもあげさせてもらっておりますけども、今回分担金につきましては均等割と件数割、処理件数割というようなところで、これまで負担をしておったわけなんですけども、18年度からはその徴収実績ありというようなものを設けてもらっております。その内容につきましては一応均等割につきましては一応10万円と変化はございません。処理件数割につきましては20万円から、1件に当たり20万円から17万円に下げてております。ただその徴収実績割につきましては、本税にかかる10%を16年度の実績、過去の実績16年度の実績に基づいて支払うというようなことで決定されております。そのへんのとこをよろしくお願いします。

あと今回47市町村から減るわけなんですけども、一応そのへんにつきましては、今現在の状況を見てみますと、一応徴収実績割合が随分とやっぱり実績をあげているようなんで、この分担金につきましては当分、今後そのようなことで処理されていくんじゃないかなと、我々も考えております。

市町村の件なんですけども、47市町村から今回29市町村に変化はします。なりますけどもということで、ちょっと話させてもらいましたんで、よろしくお願いします。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第21

議長

次に日程第21 議案第28号 平成17年度紀北町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本予算につきましては、まず繰越明許費の別表並びに歳入から質疑を行います。

歳出につきましては議会費から商工費までと、土木費から公債費までに分割して質疑を行います。

それでは繰越明許費、債務負担行為、地方債補正、並びに歳入についての質疑を許します。 27番 北村博司君。

27番 北村博司議員

ちょっと議長にお伺いしたいんですが、この繰越明許は一括して総務財政常任委員会に付託 されるのか、事業別で各常任委員会に分割付託されるのか、ちょっと確認したいんですが。

議長

事務局長。

中野直文事務局長

繰越明許の関係でございます。繰越明許費の補正につきましては、各常任委員会所管の部分 についてそれぞれ審査を行っていただくようにお願いしたいと思います。

議長

北村博司君。

27番 北村博司議員

交付金です。電源立地対策交付金26ページですが、これは紀伊長島区では県営の宮川第二発電所の関係がどれだけかあって、多分海山区で電源開発のクチスボダムの関係も交付金があるんではないかと思いますが、このそれぞれの内訳とどういう事業に充てたかですね17年度、ちょっとご説明いただきたいと思います。

議長

中場危機管理課長。

中場幹危機管理課長

お答えをさせていただきます。電源立地地域対策交付金につきましては、以前水力発電の交付金ということでございまして、ちょっとお待ちください。すみません。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

先ほどの質問にお答えいたします。水力発電所といたしましては、宮川第1発電所、第2発電所、紀伊長島町では旧の長島町では宮川の第1発電所と第2発電所です。海山町にいたしましては尾鷲の第1発電所、尾鷲第2発電所、銚子川第2発電所でございます。以上でございます。

議長

中場危機管理課長。

中場幹危機管理課長

水力につきましては、相賀につきましては防火井戸、それから積載車に使っております。そ して石油につきましては消防署の、長島消防署のポンプ車等に活用させていただいておると思 います。

議長

北村博司君。

27番 北村博司議員

どうもね、私ら質疑回数は限られているんですから、1回目の答弁にちゃんと答えていただきたいと思うんですが、内訳の金額はどうやったのか、それぞれの関係のですね。これ減額した結果が 1,385万 2,000円でしょう。それがそれぞれの発電所の関係でいくら交付されてきたかという、それでこれちょっと事情、なぜ私がそういうことを聞くかというと、事情がありまして、旧紀伊長島町では使える地域が限られておったんですよ。意味がおわかりになりますかね。第1発電所、第2発電所の放水に関係する地区しか、地区の事業にしか使えないという前提があったんですわ。ですから私なぜ危機管理課長が答弁に立つのか不思議だったんですが、今聞くと消防で使ったというんですが、このへんこれまでのそういう長年のそういう予算編成の仕組みが今回合併とともに変わったということになりますが、質疑の意味はわかりますか。旧町では昭和の合併の合併条件の1つにもなっていたんですわ。それで限定されてきたという事情があったわけです。

そういうものがもうすでになくなったという、前提のことになろうかと思いますんで、もうちょっと明快な、それぞれいくらなのか、それでこれまでのそういう予算編成の前提もなくなったということなのか、含めてご答弁いただきたいと思います。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

電源立地対策交付金事業につきましては旧海山町の例を言いますと、担当課で事務をやっておりました。それでちょっとお答えさせていただきます。以前は旧海山町でもそうなんですけども、影響緩和というんですか、その影響のあるところでしかできませんでしたけど、近年はどこででもできるということになっておると聞いております。

それで今度の減額の理由なんですけど、志子の防火水槽設置工事、相賀駅前防火井戸設置工事、消防団積載車十須です。この購入です。消防団資材搬送車船津購入にかかる経費でありまして、これの精算に伴う減額でございます。以上でございます。

27番 北村博司議員

答えてない。だから合併と同時にそういう、これまでの申し合わせなくなったように答えてください、理事者が。

議長

川端収入役。

川端清司収入役

北村議員の質問なんですけども、これまで地域に限定してですね、この事業を充てておったということに関しましては、確かに言われるように紀伊長島区におきましても海山区におきましてもそこのところは事業の必要上、そういったところに地域の網を張らさせていただいておったわけなんですけども、もう少し前になるんですけども、この事業については影響緩和する地域がですね、そういった周辺の地域だけじゃなしに、町内全体にそこの地域を緩和してもいいよというふうな、この交付金の扱いになったということなんですけども、いわゆる言われるようにこれまで地域に限定した、そういった約束に関しましては、特に町を1つとして考えてこの事業を実施していきたいというふうな考え方を今後はとっていきたいというふうな考えのもとでということでございまして、またもう一つ補足させていただきますと、この事業費の減なんですけども、この減につきましては我々もできたらこの交付金を満額使いたいんですけども、やはり当初の申請の段階であげた事業、それ以外のものの追加は認めないというふうな国の考え方ですので、そういうことですので、できることなら本来は使いたいというところなんですけども、このような減額の補正ということでご了解いただきたいと思います。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で歳入等の質疑を終わります。

次に歳出について、34ページの議会費から56ページの商工費までの質疑を許します。 質疑される方はございませんか。

7番 平野隆久君。

7番 平野隆久議員

35ページの7目出張所費ですね。そのところに支所及び出張所費の増ということで出ているんですが、この件に関して詳しく内容説明お願いします。まず。

議長

宮沢住民課長。

宮沢清春住民課長

お答えいたします。役務費3万2,000円の増、備品購入費5万9,000円の増となっております。この役務費につきましては三野瀬と赤羽出張所にファックス専用回線の引き込みを行うということで、これの手数料でございます。備品購入費につきましては金銭等を取り扱いますので耐火金庫が必要だということで、これを購入するものでございます。以上でございます。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認めます。

続きまして56ページの土木費から73ページの公債費までの質疑を許します。

9番 山中剛司君。

9番 山中剛司議員

1つだけ、簡単ですけども68ページ、2目公民館のですね、説明欄に旧長島区公民館管理運営事業費の減ということで 2,008万 2,000円になっております。これはもう財政課長はまさに荒い説明で、これ△だから減、こんなもの△だから減というのはもうようわかっておることなんですわ。だからどういう要因でこれだけの減が出たかということをですね、ご説明願いたいと思います。以上です。

議長

奥野教育課長。

奥野昇真教育課長

お答えいたします。当初工事費を組みました事業費といたしましては、補正前 6,380万円を 見込んでおりましたが、設計契約等その後ございまして、9月30日から18年の3月24日までの 工期ということで4,515万円で契約いたしました。その差額が工事費といたしましては1,865 万円、それから設計につきましては当初350万円見ておったわけでございますが、地質調査等 必要ございませんでしたので178万5,000円の契約でございまして、差額が144万6,000円と いうふうになっておりまして、合計2,088万2,000円というふうな減額でございます。よろし くお願いいたします。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第22

議長

次に日程第22 議案第29号 平成17年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第23

議長

次に日程第23 議案第30号 平成17年度紀北町老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題 といたします。

質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第24

議長

次に日程第24 議案第31号 平成17年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第25

議長

次に日程第25 議案第32号 平成18年度紀北町一般会計予算を議題といたします。

本予算につきましては、まず歳入から質疑を行います。

歳出につきましては、議会費から民生費まで、衛生費から商工費まで、土木費から予備費までに4分割して質疑を行います。

それでは歳入の質疑を許します。

9番 山中剛司君。

9番 山中剛司議員

ちょっと書き落としまたので、ページでちょっと切っていただけませんか。歳出のほうの分割。

議長

歳出のページ数ですが、52ページの議会費から85ページの民生費まで、86ページの衛生費から 112ページの商工費まで、113ページの土木費から 150ページの予備費までについての質疑です。

それでは歳入の質疑を許します。

20番 東澄代君。

20番 東澄代議員

20番、27ページの土木使用料なんですが、町営住宅の過年度分収入について、これ予算化では84万円になってますが、この内容についてちょっと説明していただければと思います。

議長

倉崎建設課長。

倉崎全生建設課長

町営住宅の過年度分の使用料でございますが、海山区におきましては現在 1,300万円の未納金がございます。また紀伊長島区におきしては 340万円ほどの未納金がございまして、それらにつきましては今回予算のなかで84万円ということで見込んでおりまして、見込みでございまして、この滞納のなかで一応84万円と見ておるんですが、努力をして何とかこれ以上の滞納金は集めさせていただきたいと考えております。

議長

東澄代君。

20番 東澄代議員

課長、1,300万円と340万円ということですけども、この84万円の根拠をどのような84万円にあげた理由というのですか、どのようにされのか、そこだけ説明お願いします。

議長

倉崎建設課長。

倉崎全生建設課長

今期についてはですね、毎年の集めるところからこれぐらいではないかということで、一様 ここに記載をさせていただきました。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

9番 山中剛司君。

9番 山中剛司議員

先ほどもちょっと言いかけたんですけども、新しいまち紀北町がスタートしてからですね、 初めての本格的な当初予算、これはもう私合併前からしてもしなくてもかなりやはり厳しい財 政運用を強いられるだろうなということは予測をしておりました。しかし今回ですね、実際 3 月定例会が始まるにあたって議案書、予算書を受け取ってですね、中身を見て私自身これ本当 に唖然としたわけですよ。具体的にこれで当町の財政が大丈夫なんか、これは町長に具体的に お尋ねをしたいと思います。

まず42ページですね、1 項基金繰入金、本年度分 5 億 4,964万 9,000円、これ財政調整基金の繰入金ですね。合併した当初は旧紀伊長島町が 3 億 4,721万 5,000円、海山町が 2 億 7,038

万 7,000円、合計して 6 億 1,760万 2,000円、これだけのこれ財政調整基金持っていたわけですね。いわゆる財調というのはですね、議員さんはこれおわかりですけども、テレビ用に平たく言えばですね、一般家庭が不急の支出に備えて持っている預金のようなものですね、一般家庭にこう考え直すと、いわゆる紀北町としてはこれ財政調整基金というのはですね、一つはそういうこう不急の部分について支出をする、そういう要素を持っておるわけですね。ところがですね、この財政調整基金一般的に財調と言われておりますけども補正 1 号で 8,800万円取り崩して使っておるわけですね。今年度予算で取り崩し 5 億 4,586万 9,000円ですか、これ若干私の計算違いもあろうかと思いますけども、いわゆる年度末にですね 6 億 1,700万円あった財調がですね 4,800万円、いわゆる持ち越していた財調よりですね 1 割以下にこう激減するわけですよね。

確かに私は町の財政が非常に厳しくってですね、財政調整基金を取り崩しをせざるを得なかったという部分はよくわかるんですけども、もっと翻って考えたときですよ、例えば大きな災害が起きたとき、予測当初予算組んだときにですね予測しなかった不時の支出が出たとき、わずかこれね 4,800万円ですか、これだけの財調でね乗り切ることができるのかどうなのか。私そういった観点から今年度予算を見たときに、非常にやっぱり安易な形での予算を組まれたんではないか、このように考えますのでそこらの部分について、まず第1点として質疑したいと思います。

それからですね、49ページ、1項町債、これは提案説明のなかで上里地区から強い要望があって、17年4月にお医者さんが着任してということで 2,500万円、これは全額町の起債ですね。自治会が診療所を運営するのにですね2分の1、2,500万円を補助するというものです。だから私このことについてとやかく言うておるわけではないんですけども、今後の基準として質疑したいのは今町内にいくつかの診療所があるわけですね。それで住民要望が強くあればですね2分の1の補助をやっていくのかどうか。これ一定のやっぱり基準があって私は決めたことやと思うんですよ。2,500万円の補助というのは。苦しい財政のなかからですね2,500万円の補助というのは2分の1、自治会の運営に対してですね。だから今後とも例えば旧海山町、いわゆる今の海山区ですと、確か島勝のほうにもあろうかと思いますし、三浦にも赤羽にも診療所があろうかと思います。これらの診療所についてですよ、これから住民の強い要望があればですよ2分の1の補助をやっていくのかどうなのか、財政の厳しさとかそういったことに関係せずにですね、そこらについても第2点お尋ねしたいと思います。

それから3つ目には財調の問題であれしましたけども、これ私の手元の資料ではですね起債、

平成17年以降の起債の償還額のシュミレーション、起債のいわゆる返還のピークはこの今の私の資料では償還のピークがですね平成20年、16億 5,336万 3,000円、この財政で果してこの起債をですよ乗り切ることができるのかどうなのか、そこらの部分についても全議員がわかるように詳細にご答弁願いたい。以上3点です。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ご質問にお答えいたします。財調を大変 5 億 5,000万円に近いほどですね、今回の18年度当初予算で取り崩させていただきました。これについてはご批判もあろうかと思いますけれども、紀北町の通年の最初の、言わば当初予算ということも勘案し、しかも住民サービスを低下させないという観点からこの額に及んだわけであります。

それからこの不時の事故発生のときに、この基金で、基金残でですね乗り切れるかどうかということはご質問がございましたけれども、これは乗り切っていかねばならないんですが、大変ご不満に思っておられることは理解できます。17年度の不用額はいくらになるか、これは定かではありませんけども出るはずであります。少しでも、半額と言わずに少しでも財調のほうへ積み立ててまいりたいと考えております。

2番目といたしましては、補助の上里診療所の補助に、診療所建設に対する補助金につきましては 2,500万円をさせていただいたことには、議員もご了解をいただいたように今受けとめております。今後ですね、集会所等の町の補助金の率というものについては、これは慎重に検討をして、あっ診療所だけでよろしいですか、失礼します。では診療所については、今後、財政をよく勘案してできる範囲で建てて補助金を出していきたいなとそのように考えます。十分の検討を考えております。

起債償還のピークは20年で、そのときの償還額は16億 5,000某とご指摘をいただきました。 確かにこの財政、紀北町の財政規模から言えばですね相当な負担になることは理解いたしております。おそらくこれがピークになるだろうと想像しておりますけども、このことについてもより財政改革を進めてですね、乗り切ってまいりたいと考えております。

議長

山中剛司君。

9番 山中剛司議員

具体的にということで答弁求めたんですけども、私の感じとしてはですね非常に曖昧な答弁

ではなかったかと、まず頭で指摘しておきたいと思います。と言いますのはこれ町長以前の問題のときですけども、旧紀伊長島町ですね。これは2回にわたる赤字再建団体に入っておるわけなんです。だからおそらく今こう前に並んでおる課長もですな、私は経験ないですけども旧長島町の古い議員さんもですねそこから脱却するのに、もちろんこれは町民も含めてですよ。町民のほうは私は一番苦労されたと思いますけども、いろんな例えば収入証明1枚取るのも印鑑証明1枚取るのもですね、非常にこう高い金額でですね、何年か町民の方にもこうご苦労願ったという経験があるわけです。

したがって、私どもはこれは先ほど私が指摘しました学校建築の問題等も絡めた場合ですね、非常に矛盾する問題もあろうかと思いますけども、やはり私たちは一番やっぱり眼目としなければいけないことは赤字団体に転落する、財政が立ち行かなくなる、このことは最大の私たちは関心を払わなければいかんと思うんですよ。だからそういう意味で質疑をさせていただいたわけですけども、いわゆる住民サービスを低下させないという形で予算を組んだと、乗り切っていかなければならない。これはもう町長おっしゃるまでもなしにですね、財政乗り切らないかんということはもう当たり前の子供でもわかる理屈なんですよ。だからそこらのですね、こうこうこういう裏付けがあるから大丈夫なんだ。17年度の不用額が出てくるだろうと、だから大丈夫だろうと、これではね説明責任を果たしたことにはならんですよ。もう少し明確なご答弁をいただきたい。

それと上里の 2,500万円、上里診療所の 2,500万円についてはですね、私はこのことを問題にしておるわけではなしに、このことはこのことですね、住民のやっぱりそういう強い要望があったから補助することに決めたと、それはそれで結構なんですよ。ただ町内にほかの診療所もあるわけです。だからそれらの診療所について住民要望が出てきた場合ですね、今回のこの基準でやるのかどうなのかということなんです。私はやっぱり不公平があってはいかんと思いますから、当然この基準でやらなければいかんと思いますよね。だからそこらについて町長のもう少し具体的なご答弁を願いたいなと、このように考えます。

それから不時不急の支出ですけどもね、これ町長新聞等でご覧になられたと思いますけども、私の手元にこれ伊勢新聞と新聞名出すのお許しいただきたいと思いますけども、朝日新聞のですねコピーがあるわけですけども、RDFの処理場、本来でしたら 2.5倍にですね、今年4月1日から値上げが予定されておったわけです。 2.5倍ですよ。もともとはこれとにかくゼロでスタートしたやつが、県と各団体との話し合いでトン当たり 3,790円、それでいわゆるこの4月1日に値上げをしようとしていたのは 9,840円、約 2.5倍なんですよ。この金額がもし実施

されたらですよ、財政にどういう形で跳ね返ってくるかという試算がですねなさっておられるかどうか。もしとにかく具体的に 2.5倍になったときはこんだけのとにかく財政への跳ね返りがあるということをですね、具体的にお示しいただきたい。

これはね伊勢新聞によりますと、来月1日からの料金値上げは事実上延期の情勢とはなったけども、その頭のほうでですね、野呂知事がですね「本来的に処理の経費は応分の負担が必要、あるべき負担の姿を冷静にきちんと認めていただきたい」と、これは助役も県におられた方ですけども、この知事のこの強い決意みたらですよ。4月1日は当然延期になったけども、間違いなしにこれやってきますよ。と言うのは「ただだ」と言っていたのが3千何百円になったのはですね、県がこれ強行したわけですよ。そのときの財政負担がどうなのか。そこらもですね財政の今回の組み方の厳しさというのはですね、私は決意をしているんではないかと考えるわけですけども、そこらについてもう少し具体的にですねご答弁をいただきたい。以上です。

議長

奥山町長。

割合を助成してまいりたいと思います。

奥山始郎町長

この赤字団体に転落していくのではないかというご懸念は、よく私も受けとめております。 先般もそのことを質疑された議員もおられますが、それに答えて赤字団体に転落しないように したいと、努力するということでございます。しかしこの歳入見合いの歳出をやっていくのが 財政の基本と考えます。ですから19年度においてですね、これ以後の予算については相当厳し くなるのではないかと思いますし、そのへんは覚悟して取り組ませていただきたいと考えます。 それから診療所の建設助成についてはですね、今後もこの割合でいくのかという質問であり ますが、来年度以降については財政の状況でですね、住民の方々にもご納得いただけるような

それからRDFのことについて大変大きな課題だと思います。今、運営協議会、県におけるですね。このうちも入っておりますけども、約、シミュレーションとしてはこのままの 3,790 円でいけばですね、約42億 8,000万円ぐらいの累積赤字となるという試算であります。そのことについてこれまでの協議会におきましては10億 8,000万円、これまでの17年度までの赤字については県が負担するということでありまして、あと32億円について今後どのように県と市町がそのRDFを運営している自治体とが、どのような負担割合でいくのかということを今後、協議をしていくことになっております。それについては先般も協議会を開いておりますが、その試算の最初の42億 8,000万円を試算した根拠を、もう一度洗い直す必要があるのではないか

とこのような意見も出ておりますので、今後、町としましても負担増になることは避けられないと覚悟はしますが、しかし知事があのような、議員が言われた発言を私も新聞等で伺っております。しかしそれでは市町としてはあまりにも負担増になるのではないかと考えております。

議長

山中剛司君。

9番 山中剛司議員

3回目ですので簡単にしたいと思います。

まず1つは、この 2.5倍に上がったときの試算、これだれが出してくるんですか。財政課長かどなたか出してくるの。私質疑しましたけど答弁ないですね。だから 2.5倍に上がったときにどれだけ増額になるんかと、当町としてはですね。

それから1つは、非常に町長安易におっしゃっておられますけども、これ朝日新聞ですけども、桑名市の中村助役はですね、助役ですか、7日本議会本会議で「安易な負担増には応じられない」ということで声明発表したということですけども、こういう動きはですね、上野市長と前回の3,000いくらのときもですよ、無料が3,000いくらになったときにですよ。こういう動きはあったんですよ。反対していこうと。ところが県に押し切られたわけです。今回の場合なんか、これ4月1日の実施を決めているやつをですよ。とりあえずは当面4月1日を見送ったということだけのことですよ。これ40何億円も赤字がある、42億円ですか、県全体で赤字がある部分ですね、県が全部持ちましょうという話には私は過去からの流れを見てもですよ、そういうことにはならんと思いますよ。

それとこれは確かほかの委員から、各種委員の報酬とかですね、それから理事者の報酬が果してそれでいいのかかですね。これは私どもは議会として当然やらねばいけないことだと思いますけども、議会としてもですよ、確かに合併協では話し合いしておりますけども、いわゆる11月30日の任期切れの後をですよ、22名でいいのかどうかなのか、これは当然もう議会がやることですから、私は町長に答弁求めませんけども、尾鷲市議会の流れ等を見てですね、これ当然やっぱり議会としても今の財政難のなかで真剣に考えていかないかん問題やと思うんですよね。

だから非常に財政を安易に考えられるのではなしにですね、私も本当にこれだけ厳しいというのは予算書開けてびっくりしたんですよ。だからそこらの認識をね、行政のトップであるあなたが持っていただかないことにはですね。これ行財政の引き締めというのはできんですよ、これは。だからそういった意味でより厳しい今後、行財政の運営をお願いしてですね、私の質

疑終わりたいと思います。1つはその 2.5倍に跳ね返った部分のまだ答弁いただいておりませんので、そこの部分のご答弁をお願いしたいと思います。以上です。

議長

山本環境管理課長。

山本善久環境管理課長

お答えいたします。RDFのですね処理費に関しましては、当初予算ではですね処理見込み量 3,400 t を計上いたしておりまして、処理費は現在の 3,790円を基本に 1,290万円を計上いたしております。ただ、今議員が言われましたように、県が今示しております 9,840円に置き換えた場合ですね 3,350万円となりまして、約 2,090万円の負担増になっております。ただこれにつきましては先ほど町長が答弁いたしましたように、運営協議会でまだ現在協議中でございまして、先ほどの32億円の我々の負担の、市町村の負担の分をいくらかでも軽減するように協議会が検討中でございますので、若干下がる見込みであるとは考えております。以上です。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

24番 中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

2点ほど質疑をいたします。1つは42ページの8目の庁舎改築及び改修基金の繰入金ですが65万円計上されております。これからは5年以内にということで庁舎の建て替え等もありますが、この基金等については非常に前者も言われましたけれど、財政調整基金の減によってですね非常に厳しくなってしまう。そういう意味では合併特例債の活用等の含みもあるんだと思いますけれど、この8目の庁舎等改築及び改修基金の繰り入れについてはですね、今後の見通しとして町長の考え方をお聞きしておきたいと思います。大変厳しいものが予想されます。

もう1点は、49ページの診療所の建築補助事業の負担ですが、助成ですが、これについては 上里自治会を中心にですね、強い要望があったのは私もよく存じておりますが、実際に私も聞 き取ってはおります。そういう意味では非常に地元の熱意というものが十分私もわかるわけで す。だからこの助成は悪いとは言いません。しかし私の住む三浦地区、赤羽地区、比較的町な かにある個人開業医の方やお医者さんについては患者さんもそれなりに多い。しかし赤羽診療 所や三浦診療所、島勝診療所なんかにおいては非常に過疎が進み、診療に来る患者さんも少な くなっている。そこでどういう経営方法を取っているかというと、そういう老健施設も含めて ですね、是非点滴の部屋もつくって増やしてということで要望が多い部分で増収を図ろうとし ている。経営を成り立つようにしていきたいという医者の強い、言うたら願望といいますか、 利益を得るためではなくて、実際に経営が成り立つように非常に苦慮しているという実態でご ざいます。

そういう意味では、先ほどの町長の説明で住民に納得していただける範囲で考えていくということですが、この部分についてはですね非常に全体の財政から考えると、果してほかの診療所の先生がこれでは経営に成り立たないといったときには2分の1の助成をしてでも、そういう増築や、また診療所の改築、新築等に応じていけるのかどうかというのは非常に疑問に思うわけです。町長の答弁ではこれから4分の1になる可能性もあるということで、私はとらまえましたが、本当に過疎で診療に励んでいる医者については非常に厳しい状況にあるというのを認識をされているのかどうか、そういうとこも含めてですねこの2,500万円の町からの助成というものについて、どこまで考えた予算なのかということで、町長の考えを聞いておきたいと思います。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

庁舎改築及び改修基金繰入金ですけどこれが65万円です。それは紀伊長島総合支所管理料25万円と、本庁舎の維持管理事業40万円です。これはオストメイト対応のトイレの工事請負費などであります。以上でございます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

上里の診療所に関連してですね、今後、三浦と赤羽地区等のですね診療所についてどう考えておられるかと、上里のことについて私の考え方を申し上げます。安心、安全の住民の暮らしということから考えてですね、しかも上里地区においてはですね、土地も区で購入されてその建設費の半額ということでありまして、非常に地域の住民のですね安全、安心のために役立っております。そのほかのところはそうではないというわけではないんです。ですから今後、前者に答えたように今後、そのような医療関係について問題が助成要望があったときにですね、財政を全体的に考えて検討させていただきたいと思います。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を打ち切ります。

それでは歳入の質疑を打ち切り、これより歳出の52ページの議会費から、85ページの民生費までについての質疑を許します。

23番 東寿子君。

23番 東寿子議員

23番、すみません73ページお願いします。73ページの民生費のなかでですね、国民健康保険 事業特別会計繰出金がございます。このなかにこれは少子化対策の一環としまして、国では本 年10月1日から実施の出産育児一時金が30万円から35万円の支給ということが決定しておりま すが、この予定額が計上されているのかどうか、それが1点とですね。

もう1点は83ページのこれも同じく民生費ですね。児童措置費のなかの児童手当等支給事業がございますが、これは本年4月1日から小学校6年生まで支給対象が変わりますが、この対象の費用として含まれているかどうか、この2点をお尋ねいたします。

議長

宮沢住民課長。

宮沢清春住民課長

お答えいたします。出産一時金の30万円から35万円の増額につきましては、ただいま国会のほうでですね審議されておりまして、もし35万円に国会のほうで認められたならばですね、町といたしましても35万円で支給したいという考えがございます。したがいまして、当初予算にはですね計上は30万円のままで計上させていただいております。確か10月からの施行ということになると思いますので、補正予算で対応させていただきたいとこのように考えております。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

児童手当の支給の問題につきましてお答えさせていただきます。現在の予算に計上しておりますのは新しく対象になりました6年生終了までの分を含んでおりまして、その対象が約500人ほどと考えております。詳細についてはまだ今のとこ始まったばかりですので、細かい数字はあげてないんですけども、約500人ほどを予定しております。現在で1,700人ほど対象に考ております。以上であります。

議長

ほかに質疑される方は。

27番 北村博司君。

27番 北村博司議員

総務費のなかで何点がありますんで、ちょっと答弁もれないようにお願いいたしたいと思います。まず最初は55ページの一般管理費のなかですが、本庁舎移転推進事業7万6,000円、これは臨時議会における議会決議に対応したものだろうと思うんですが、町長の意欲をこの際、お聞かせいただきたい。

それと 7万 6,000円の積算根拠ですね。ほとんどは旅費ですが、どういった理由でこういう 予算計上になっているのかどうか。

次に57ページの財産管理費ですが、海岸国有地管理審議会、これは旧紀伊長島町における仕組みだと思うんですが、これは前提には県が管理している国有地を一括して海岸をですね、旧紀伊長島町は県から管理委託を受託しておったわけですね。それを踏まえてこの制度ができてます。それでしかもその指定地以外はキャンプ、海水浴場禁止している条例がございました。これはそういう仕組みのなかでのことなのか。旧海山町、海山区においてはこのへんの海岸の管理は町がしてきたのかどうか。これは旧紀伊長島町はしてきたわけです。ですからこういう審議会というのが設ける法的根拠があったわけですが、そのへんは紀北町においてはどういう仕組みに今回おやりになろうとしているかですね。

それから59ページですが、人づくり事業というのがございます。 100万 9,000円ですか。字面だけ見ると少子化対策のようにも見えますが、中身が違いますね、これ。海外研修助成金が30万円というのが大きいですが、一体だれを海外に派遣しようとしているのか、これの考え方をお聞きいたしたいと思います。

次にですね、その下に女性会議紀北補助金、それから国際交流、次のページ60ページに国際 交流推進事業で紀北国際交流協会、これはそれぞれ旧町時代にあったものを、両区に広げると いう意味ではこれは組織名を変えたんだろうと思いますが、女性会議及び国際交流協会それぞ れ両区別の会員数をご報告いただきたい。私の質問の意味わかりますか。2つの会のなかで両 区、これ今度は名前広げたわけですから、当然両区に会員があるんだろうと思いますが、その へんのご説明をいただきたい。

次に59ページの公課費のなかのもてなしの里づくり事業、これは私はちょっと中身のよくわからないもんですから、100万円も負担しているわけで、これは旧8市町村と県がお金を出し

てきたものですが、最近はどうも補助金支出団体、つまり県や市町の補助金をもらってさらに 補助金を出している団体に転換しているような感じを受けているんですが、そういったことは ないか、町村が補助している団体に二重補助しているようなケースはないか、そのへんを含め てお聞かせいただきたいと思います。これは前者の発言、質疑にもありましたように、もうぎ りぎりの財政状況にあるなかで、そのへんの精査が行われているかどうかですね。

次に64ページの諸費のなかに連合自治会の補助金が入っているんですが、連合自治会というのは新町発足とともに、もう統合というのか、これ名前が違いましたもんでね、地区協議会、地区協議会といったのかな海山町は。それで旧紀伊長島町は連合自治会という名前だったのが、今回は連合自治会とだけなっていますんで、これはどこに対するものかどうかですね。あわせて町広報の配布なんかは紀伊長島町では連合自治会にお願いしておりましたけども、この合併あとはどういうふうに広報の配布とか、さまざまな県の広報誌とかいろいろありますが、そういったものを含めてどういうふうな配布システムになっているのかですね、お聞かせいただきたいと思います。以上です。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

お答えします。議員の55ページの本庁舎移転推進事業の予算について、私のその意欲とか考え方、意思は、これは合併協議会で決定した移転についての決定事項でありますし、今後、粛々としてこの移転について進めてまいりたいと考えます。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

積算根拠でございますが、今年につきましては情報収集を主に行いたいということからですね、職員の旅費等で6万6,000円、それから一般消耗品として少額でありますが1万円を計上いたしております。以上であります。

議長

川合企画課長。

川合誠一企画課長

お答えいたします。企画課の関係でございますが、今議員さんおっしゃったお話5件ほどあったかと思います。まず海外研修助成事業、これを海外研修にだれを派遣するのかというお話

だったと思います。海外研修の助成につきましては今回当初予算で30万円を見ていただいております。これは紀伊長島区におきましては青年海外の、海外青年の船という青年会議所の主催しておりますものに派遣をしておりました。それでほかに海外研修につきまして申請があれば、申請があった町民のほうに対して助成をするということで、昨17年度が20万円見てございます。

一方ですね、海山区におきましても青年会議所が主催します海外青年の船、これに対して助成をしてございます。18年度につきましては紀北町となりまして、この基本的な考え方を受け継ぎまして予算、当初予算には30万円の助成をお願いしつつですね、これらの助成について継続してまいりたいというふうに考えております。

それから次に女性会議紀北、それから紀北国際交流協会の両区別の会員数をというお話だったかと思います。これにつきましては女性会議紀北につきましては、旧海山町のほうを中心に、「女性会議海山」という名前で運営されてみえました。現在会員数が34名でございます。これを先月総会を開きまして、これを「女性会議紀北」という名に改めて、紀伊長島区においても会員さんを広げながら活動していこうということで、現在新聞でもご覧いただいたかと思いますが、女性会議紀北の会員さんがですね、紀伊長島町のごみステーションも含めてですね。100数十ヵ所その啓発用看板を取り付けている事業も行っております。

それから一方、「紀北国際交流協会」でございますが、これも昨年ですね、「紀伊長島国際 交流協会」から「紀北国際交流協会」という名に改めまして、もうすでに会員さんは確か7名、 海山区の方7名ほど入ってみえると思います。それから役員さんもですね3分の1ほど海山区 の方が役員さんになっていらっしゃいます。

それから次にもてなしの里づくり事業でございますが、補助金受けている団体に助成していくことはないかという話でなかったかと思います。もとなしの里づくり会議につきましては、現在県とそれから尾鷲市とそれから紀北町とで構成いたしております。活発に活動されている団体のほう等を中心にいたしましてですね、8部会であったかと思いますが、部会に分かれてそれぞれ長い間活動をされてこられました。

それで補助金を受けている団体に助成していないかという話でございますが、それぞれもてなしの里づくり会議に加盟されていらっしゃる方はですね、それぞれがいろんな活動家の方がほとんどでございまして、1つ2つだけではなくていくつかの活動に参加していらっしゃる方が多いわけでございます。したがいまして、その方が団体として入っているというよりも、個人として入っているという方が確か多いのかなというふうに思っております。ですから1人の方が2つ3つの団体に加盟されているというような活動家の方がですね、この会議に参加して

いるというふうに思っております。

それから広報の配布は合併後どのような形になったのかという、お話だったと思いますが、旧長島町におきましては広報が月1回の発行、それからチラシを2回配るということで、月に2回発行いたしておりましたが、今回合併によりまして月1回の広報とチラシも含めまして、月1回の配布という形を取りました。紀伊長島区におきましては議員さんおっしゃいましたように、自治会のほうを中心に配っていただいております。片や海山区におきましてももともとは婦人会のほうが中心でございましたが、今、自治会のほうでも一部配っていただいております。婦人会、自治会等あわせて配っていただいております。配布につきましてはあくまでも月1回ということで一斉に全戸に配布している状態でございます。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

海岸国有地管理事業審議会事業についてお答えいたします。この事業費は報酬でございまして 6,000円の13人分でございます。

それから海山区の海岸は県で管理していただいておりまして、海山区については審議会はありません。以上でございます。

議長

宮沢住民課長。

宮沢清春住民課長

お答えいたします。これは旧紀伊長島町の連合自治会、旧海山町地域協議会それぞれ30万円ずつ交付するものでございます。紀北町連合自治会としては立ち上げはいたしますが、当面の間はそれぞれで事業をやっていくということでございます。以上でございます。

議長

北村博司君。

27番 北村博司議員

今の先にお聞かせいただきたいと思いますが、連合自治会という予算書名になっているんでね。これ海山は確か地区協議会じゃなかったですか。今、地域協議会と言うたけど地域協議会だったら自治区のほうになるんでしょう。ですからこれは予算の説明は連合自治会と地区協議会という形でないと、これ新しく連合自治会が動いているのかなというような印象与えますんで、そのへんをきちんとしていただきたいと思います。

それとね、私ちょっと先ほどの1回目の質疑で勘違いした部分がございます。もてなしの里づくりと東紀州活性協をちょっと取り違えまして、もてなしは確か紀北県民局管内のね、現在では1市1町が負担金を出すとこういうことになるんでしょう、なったんだろうと思います、県と。

ただねえ私ちょっと、この大事な 100万円という大事な、しかもかなり助成金としては負担金としては大きい金額に相当すると思いますが、中身が見えないんですよ。「もてなしの里づくり会議」、と申しますのは私はこの「もてなしの里づくり会議」の再評価委員をしたことがあるんてすよ。見直し隊という何かちょっと変わった名前の公募に応じて半年間「もてなしの里づくり会議」の事業執行状況について再評価したことがあります。

それで非常に委員の各部会の出席状況が極めて低い、低調。役場内の職員もかなり部員になっているのに実際には出席してない。で特定の方々の関係のほうへ助成金が多く使われているというように、私は厳しいご提案を申し上げましたんですよ、再評価のなかで。どうもそれがちゃんと実行されているのかどうかですね、多分企画課長もこれメンバーになっているかと思いますが、なっていなかったらごめんなさい。きちんとやっぱり本来趣旨どおりこの組織は動いてますか。100万円という助成に相当するだけの活動はしていますか。率直なご見解を承りたいと思います。先にそっちのほうのね。

議長

宮沢住民課長。

宮沢清春住民課長

お答えいたします。ちょっと言葉足らずでございました。紀北町の連合自治会をですね立ち上げまして、そこで補助金として受けて、そしてそれぞれの旧両町の自治会に補助金をそれぞれ30万円ずつ交付するということでございます。

議長

川合企画課長。

川合誠一企画課長

お答えいたします。率直な意見をということお話でございますが、実は今議員さんがおっしゃいました評価委員会というのが過去に4、5年前にございまして、そのとき私も行政の立場から評価委員になった経験がございます。

それから現在の委員になっているかという話でございますが、行政の立場から役員会にのみですね、年に数度出ております。確かに私評価委員になっておりましたときに、議員さんも私

も含めまして結構辛口の話が出たというふうに思っています。それだけ期待をしていたところでございます。現在ですね8部会という部会、当初からの8部会が現在も活動をしております。なかには活動が少し鈍いかなというところもありますが、片や非常に活発に活動を続けている部会もございます。そういう形で現在まで続いておりましたが、実は県の方針の変更もございまして18年度からはですね県が、今まで県が事務局を担当しておりましたが、そのほとんどが事務局をしないと、各団体で、あるいは各部会で継続するならばやってほしいと、実質的にやられるんであれば支援をしましょうというような方針に変わってまいりました。そこで現在ですね、各部会では検討を重ねております。このままこの部会活動をですね、自分たちの力でやっていくのかどうか、いけるのかどうかというところで、今検討を重ねております。

それでこの会議はですね、あくまでも18年度、一応18年度までということになっております。 ただこの会議が皆さんで活発にやられるということであるならば、県もまた考える余地もあろ うというようなところでございまして、今それぞれ会議のメンバーの方々はですね、自分たち でやっていく方策について今模索している段階だというふうに思っております。

議長

北村博司君。

27番 北村博司議員

これは総務財政委員会に付託されると思うんですが、1つこの過去何年間なりの事務執行状況、事業執行状況も含めてこの会議の実態を担当委員会で明らかにしていただきたいと思います。以上で質疑を終わります。

議長

ここで暫時休憩いたします。

午後からは続きまして52ページの議会費から85ページの民生費までの歳出の質疑を行います。 午後1時10分から始まります。

(午後 12時 15分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 10分)

議長

午前中の歳出の52ページの議会費から86ページの民生費までについての質疑を許します。 31番 谷節夫君。

31番 谷節夫議員

31番 谷、78ページの款、民生費の老人福祉総務費の寝具洗濯乾燥消毒事業42万円、これはですね、私は老人の人から聞くところによると紀伊長島区が今までやっていたんですけど、海山区がやっていないんじゃないかというような情報があったんです。それでですね、このことについてその民生員、各地区の民生員に相談をかけて、そしてその民生員はその寝具を洗濯するのに困っておる人を充ててですね。洗濯屋に頼むというようなそういう方式であるというようなことをチラッと聞いたんですど、このへんのどういうシステムでやって、大体1年間に何人ぐらいの方がご利用になっているかということを、ちょっとお聞かせ願います。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

お答えさせていただきます。寝具洗濯乾燥消毒事業につきましては、旧紀伊長島区のほうで 実施しておりましたが、今回につきましては長島のほうは2回やっておったんですけども、今 回は紀北町全域をカバーするということで1回にさせてもらいました。それで内容につきまし ては寝具類等の衛生管理のために乾燥消毒等サービスを行うものであります。

議長

谷節夫君。

31番 谷節夫議員

一応ですね、その寝たきりの方の希望を聞きますと、やっぱり年に2回はやっていただきたいというのは、梅雨時とですね、どうしても正月には気分良くやっぱり新しい寝具、洗濯をした寝具にお布団に寝るということは非常に快適なのでね、この制度はできるだけ年に2回のですね、その実施をしてもらえないだろうかという非常に希望が強いんでね、せっかくの予算も42万円では私は全部これは使いこなすとなると、寝たきり老人は何名か調べたあれがないんですけど、このへんいかがなんでしょうかね。この予算には1回と、紀北町全体で1回となっているんですけど、もう一度そのへんをお聞かせ願って、それとそのシステムですね、これをもうはっきりとちょっと教えていただきたいんです。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

システムにつきましてですね、基本的には長島区で行っていたシステムを行いたいと思うんですけども、内容につきましては若干ですね支所とも詰めまして、そこらへんの実施にあたってはちょっと考えさせていただきたいと思います。ただし1回につきましてはですね、70人分を予定しております。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

24番 中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

2点について質疑をいたします。1点は64ページの諸費のなかで自衛隊、自衛官の募集事務が2万1,000円計上されております。これの実態を教えていただきたい。

それともう1つは、74ページの同和対策事業ですが、これについてはですね旧町、旧長島町のなかで計上されていた部分よりまだ増えている部分があると思います。旧海山町内でのなかでのこの対策事業2つ合わせて単なる計上をしたという格好になっているんですか。このローマ字で書かれた部分についてもですね賛助会の会費とか負担金とか、果たしてほんまに厳しい財政事情のなかでどうしても必要だということで計上されていると思うんですが、果たしてこれらについては旧海山町、旧長島町の予算計上されていたやつを足した分なのかどうか。果たしてこれらについてはどうしても必要なのかどうかという観点から、ご答弁をしていただきたいと思います。

議長

宮沢住民課長。

宮沢清春住民課長

お答えいたします。まず2万1,000円の内訳はですね、そこに記載されておりますように普通旅費が7,000円と、東紀州自衛官募集事務連絡会負担金が1万4,000円ということでございまして、この負担金の利用内容につきましては啓発物品等の購入というようなことでございます。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

質問の件なんですけども、昨年度におきましては同和対策事業のなかにですね、人権関係の費用も含まれておりました。それで前年度と直接比較することはできないんですけども、前年度におきましては紀伊長島区、海山区合わせまして112万5,000円計上しておりました。今回は負担金のみということで24万1,000円の計上となっております。

議長

中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

ちょっと答弁漏れがあったんですが、このローマ字の部分はどういう意味なんですか、この 言うたら9万円の計上されている部分。

それとこれは旧海山区のなかでもこういう格好で計上されていて、紀伊長島町の部分でもこういう格好で9つとも負担金が賛助金というのは計上されていたのかどうか、実態は本当に必要なのかどうかという点で聞いております。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

すみません。これ会員の会費でありまして、前年度につきましては7万円計上しております。 今年度は9万円計上ということであげさせてもらいました。一応3万円の3口分ということで 9万円の計上をあげております。

議長

中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

3回目ですので、もう少し的確に答えてください。この負担金とか賛助金というのはそれぞれきちっと報告できるものなのか、ただ出しっぱなしのお金ではないのかということを聞いておるんです。そういう点で今後、このローマ字の部分もですね、どうもようわからんのです。どういう事業をして、どういう会費なのか、どういう活動をしているのかということもわかっていたら教えていただきたい。それがわからずに出しているんだったら、ただ単なる会費として出しておるだけということになりますから、本当に緊縮したこの予算のなかでの金額は少ないといえどもですね、やっぱりきちっと精査しないといけないという観点で聞いておりますんで、一つご答弁願います。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

すみません。細かい資料については今持ってないもんですからお答えできないんですけども、 請求があったときにはですね、そういった中身は審査して、そういった中身のなかで支出をし ております。

議長

何の事業というのはわからんの。

東清剛君。

3番 東清剛議員

読み方を教えてください、その前に。単純ですけど。

議長

福祉保健課長、お答えください。

塩崎剛尚福祉保健課長

失礼しました。いまだ三重という、そのRがAなんです。すみません。最後のRがAなもんですから、すみませんちょっと間違えまして、いまだ三重です。失礼しました。すみませんでした。

議長

東議員よろしいですかね。

中津畑議員。

24番 中津畑正量議員

ちょっと答弁漏れです。今のいまたもそうですが、どういう中身なのか、これがわずかな金額ですけど、どういう意味で出しているのかということを聞かないと、という意味で質疑しているんで、そこのところ答弁明確にしていただきたい。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

すみません。今ちょっと資料を持ってないもんですから、後ほどお答えさせていただきたい と思います。

議長

中津畑議員、いまだわからないそうですので、ちょっと後から。

ほかに質疑される方はございませんか。

16番 松永征也君。

16番 松永征也議員

78ページなんですけども、1点だけですねご質問したいと思います。地域支援事業 840万円 なんですけども、この事業は新しい事業、新規事業ではないかと思いますんで、事業内容を説明していただきたいと思います。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

この事業につきましてはですね、介護保険法の改正によりまして、今回の見直しによりまして広域連合から受託事業として実施するものであります 840万円です。この 840万円につきましても額につきましてはちょっと変動があるかなと思っております。内容につきましては以前実施しておりました介護予防事業に代わるものでございます。高齢者が出来る限り介護状態に陥ることなく健康で生き生きとした老後生活を送れるように転倒防止や認知症予防、閉じこもり予防などの事業を行うものであります。

議長

松永征也君。

16番 松永征也議員

どのような方法でね事業を実施することになるんか、直営でやるんですか、お聞きしたいと 思います。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

内容につきましては委託料として予算を組んでおりまして、転倒予防教室の委託事業や認知 症予防の委託料事業であります。予定といたしましては社会福祉協議会等の委託になろうかと 思います。

議長

松永征也君。

16番 松永征也議員

この事業はですね、実施するためにはですね専門職が必要やと思うんですけども、海山の社

会福祉協議会にはそういう方がおりませんね。例えば社会福祉士とか保健士とかね栄養士、そうすると紀伊長島の基幹型の在宅介護支援センターあたりへ委託をして実施するんではないかと思うんですが、予算書見ましてもですね、海山園への地域支援型の在宅介護支援センターは計上されておらんわけですね。そうしますと来年度から新年度からなくなるということなんでしょうか。

そうしますとですね例えば福祉用具ですね、どういうものがあるんか見たいお年寄り、これからはですね長島まで汽車に乗って行って、そして長島で見るというような形になるんでしょうか。そしてですねそういう予防事業は現在は福祉保健課でね現在やってますね。保健婦とか社会福祉士とか栄養士があたっておりますけどもね、対象者の方はですね元気なお年寄りなら来所もしてくれると思うんですが、介護状態になる一歩手前の方ですわね対象になる方は。そういう方はですね、やっぱり訪問して相談業務なんかをあたらんならんわけですね。これまできめの細かいですねそういう業務を行ってきて、大変お年寄りも不便を感じずにきたわけなんですけども、紀伊長島の基幹型在介センターへ委託する、すべて委託するんでしょうね。

そうなってくるとそちらの専門職の方が見えて、それに代わって訪問してくれるんでしょうけども、対象者も私は 200名ぐらいは見えると思うんですが、正確に答えてほしいんですが、そうきめの細かいね、そういうことが相談援助、そういうふうなことができるんかどうかね、海山区における高齢者のね。訪問回数が減っていくことも十分考えられるし、私はこれ高齢者福祉充実どころかですね、海山にとってはねこれ本当にお年寄りは不便を来すんじゃないんかと、そしてまた不自由を来すんじゃないんかという気はするんですけどもね、課長のそのお考えお聞きしたいと思います。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

ただいま予算に計上してあるのが 840万円なんですけども、この 840万円のなかにですね、一部については海山園に委託する分もあります。転倒予防教室なんかはこれまでも海山区の場合は海山園、長島区の場合は社協、これも在宅介護支援センターではありません。社協の方へお願いしておるような事業であります。

それで包括支援センターのなかでですね、お年寄りのですね、そういった相談ケアやですね、 あとそういった個人的な相談業務ですね、そういったのが包括支援センターの方のかかわりに なってくるかと思います。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

18番 近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

55ページなんですが2点お伺いします。まず55ページ、職員の人事管理事業というのが223万7,000円で、大部分が電算事業委託料なんですが、事業全体を詳しく説明してください。 そうしてもう1点、60ページのまちづくり推進総合事業の300万円計上されておりますが、

これは前からの継続事業なんか新規なのか、このことについても全体の事業について詳しく説

明してください。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

職員の人事管理事業についてお答えいたします。この事業につきましてはですね、職員の給与の支払いから福利厚生部分ですね、そういったものをこの事業でやっておりまして、主な支出につきましてはですね電算事務の委託料でありまして、それ以外の部分につきましてはですね、必要な消耗品等の経費を充当するということで、そういった事業であります。以上です。

議長

川合企画課長。

川合誠一企画課長

まちづくり推進総合事業についてお答えいたします。まずこれは18年度今年度の新規事業でございます。この事業はですね新町の建設計画にございます町の将来像である「自然の鼓動を聞き、皆がつどい、つくるやすらぎのまち」これを目指すものでございまして、住民の自主的でですね、積極的なまちづくりへの参画をうながし、住民と行政との協働による新しいまち紀北町のまちづくりを進めていこうというものでございます。

紀北町にはですね、素晴らしい豊かな自然と歴史がございます。これは1つの大きな個性であります。全国でですね地域間競争が激化するなか、この個性を強く打ち出してさまざまな事業を展開していかなければですね、地域は埋もれてしまうかも知れません。そういうところからですね、まずですね地域の人たちに元気になっていただく、住民の方々が主体となってまちづくりのために力を発揮していただきたいと、住民が元気でなければ町が元気にならないと、そういうところからですね、地域活性化補助金を創設するものです。ここにございます一番下

のところでございますね地域活性化補助金 100万円と、それでですねこれは地域の特性を生かした、地域の活性化につながる新しい取り組みですね。そういう新しい取り組みをされる団体、あるいはグループなどの方々に対して審査委員会を設けまして、厳正な評価のもとにですね助成をするという新たな助成金の制度でございます。

次に地域住民や行政だけでは気づかない、あるいは展開できないまちづくりへの対策といた しまして、あるいはその手段といたしまして専門的な見地から、あるいは地域の付加価値を付 けていくためにですね、大学との連携の場を確保していきたいというものでございます。

それからまた紀北町となって、紀伊長島区、海山区の出身者の方々のなかにはですね、全国各地で素晴らしい活躍をされている方がたくさんみえます。現在私ども企画課のほうで出身者で全国各地で活躍されている方々を調査をしております。その結果ですね、各分野にわたりまして全国的にも非常にご活躍されている方がたくさんいらっしゃいます。そういった方々のお力をお借りしながらですね、まちづくりを今後進めていきたいというふうに考えております。

そういったことでですね、その助成金、補助金とともに紀北町でそういった方々の講演会、 あるいはシンポジウム、それから大学との連携のなかでまちづくりに資する事業とそういった ものを展開してまいりたいと、金額は多いのか少ないのか、少ないとも言えますが、この新し い紀北町のまちづくりの第一歩の事業として一生懸命やりたいと思っておりますので、どうか よろしくお願いいたします。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

人事のことは電算への委託料というのがわかりましたけども、このなかにも報酬というのが 9万 6,000円ありますが、どういう方への報酬なのかお尋ねいたします。

そしてまちづくり推進総合事業におきましては、一番大事なところで安いかとか高いとかはなかなか言えないということですが、住民参加で新しいまちづくりには必要な事業かと思われますが、その補助金、これから今年度から補助金が出るということですが、属性を生かした団体には出すということですが、具体的にはどういう、今そういうところが想定されておりますのかどうかお尋ねいたします。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

報酬の内容につきまして説明させていただきます。この報酬につきましてはですね、特別職の報酬等の審議会委員の報酬でありまして、特別職のですね報酬等見直す場合にはこの審査会にかけて諮問しまして、答申いただいて見直すという形になりますので、そういう経費を計上させていただいております。以上です。

議長

川合企画課長。

川合誠一企画課長

どういう団体を想定しているかというお話でございますが、特にですね想定しておりません。 あるいはたくさんそういう団体、グループが出てくるのではないかという気もいたしておりま す。またそうなってほしいなというふうに思っております。ただ、これは1件だけじゃなくっ て、今私どもが検討しておりますのは何件か、この何件かのグループ、そういう活動に対して 支援をしていきたいと。そしてまた併せて、行政もそのなかにですね入っていって支援をして いきたいと、育てていきたいというふうに考えております。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

今の補助金の団体はですね、これからということですが、こういうことを町民の間に広く知らせていただきたいんですが、具体的にはどういう方法で知らせていく予定でしょうか。

議長

川合企画課長。

川合誠一企画課長

これは確かにおっしゃるとおりで、この議決をいただきましたらですね、新年度から大いに PRしてまいりたいというふうに思っております。まずケーブル、それからマスコミ等通じま して、それからインターネットホームページ等を通じまして広く募集、広くと言いますか町内 てございますけれども、大いにPRをいたしまして、それから厳正な審査委員のもとに審査を して決定をしてまいりたいというふうに思っております。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

12番 浅川研君。

12番 浅川研議員

6億円の企画費について、ページは59ページのこの地方バスなんですけれども、自主運行バス運行委託料の詳しく説明をしていただきたいんですけれど、どのような形でどういう路線をどんな経路でもって運行しているか。またその利用状況とか評判とかですね、そのへんについて1点間かせていただきたい。

それともう1つ、この63ページの訴訟費ですね水道関係の訴訟費、この前はこれ補正の8号で、議案8号で 596万 8,000円の補正ね、これは可決されましたんですけれども、この2,558千円ですか、255万 8,000円、毎年このような状況でずうっと訴訟費としてこられたのかと説明していただきたい。

議長

川合企画課長。

川合誠一企画課長

地方バスの運行対策事業のお話でございますが、まず2つございます。ここに書いてございます。ますように自主運行バス運行委託料と、それから第3種生活路線維持費補助金2つございます。まず最初の自主運行バス運行委託料と申しますのは、紀伊長島区で走っているバスでございます。廃止バス代替バスでございます。紀伊長島駅から赤羽地区の河合というところまで走ってございます。約10kmほどでございます。1日3往復を運行いたしております。運行状況はどうかと言いますと、ちょっと手元に詳しいものがございませんのですが、山間部の方へですね走るバスとしては何とか補助の対象になっている関係もございまして、何とか頑張っているという状況でございます。

それからもう一方ですね、第3種生活路線維持費補助金でございますが、これは3路線ございまして、紀伊長島駅から尾鷲の瀬木山まで、よろしいか。運行状況はよろしいか。

議長

東水道課長。

東義郎水道課長

一般訴訟費についてお答えいたします。今回 255万 8,000円を計上させてもらっております。 これは上告審にかかる訴訟の費用でございます。そして今までですね平成8年に第一審が始ま りました。そこからですねこれは年度別でずうっと言えばいいですか、トータルでよろしいで しょうか。

12番 浅川研議員

年度別にいくらずつかかっておったのかということを聞かせてください。

東義郎水道課長

平成8年度は263万5,773円、それから9年度1,291万154円、10年度412万164円、11年度608万6,415円、12年度351万7,190円、13年度60万1,005円、14年度47万8,732円、15年度38万7,590円、16年度644万1,654円そこまでで3,717万9,677円です。それで去年の17年の4月1日から17年の10月10日までの打ち切り決算のところで705万5,784円、合計で4,423万5,461円です。以上でございます。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

質疑がないようですので、以上で議会費から民生費までの質疑を終わります。

先ほどの中津畑議員のは後刻また答弁させます。

次に86ページの衛生費から 112ページの商工費までについての質疑を許します。

31番 谷節夫君。

31番 谷節夫議員

91ページの款4の衛生費、2つとりあえずお尋ねします。ごみ処理費の需用費で1億5,919万3,000円、このなかでこの説明のなかで一応メンテが、6,826万8,000円とちょっと私書いてあるんですけども、これに間違いないかとどうかということが1つ。

それからもう1つは、この紀伊長島区なんですけども、発泡スチロールの収集なんですけど、これは私はシルバー人材センターにこれ委託かなんかをしてやっていることと思っているんですけども、実は一度はすぐ目の前で大きな網に入れた発泡スチロールが国道へ落ちて、それで私は環境のときは議会で言わずにすぐ届けたんですけど自分と処理しながら。違うんか、向こうで議論したほうがいい、控えるようにか、わかりました。極力極力控えます。詳細な。

これはなぜかと言いますと、非常に危険がはらむんでね、このへんはちょっと環境課の課長、 どのようなシステムでやって、言うたら積載不良でもあろうかのように思うんですけど、事故 が起こってからでは遅いんでね、私は二度直視したんでこのへんをお尋ねします。

それから、そうですかわかりました委員長にそう言われると大変つらいとこで、はいわかりました。委員会で後詳細は。

議長

今の質疑はまた委員会でということでよろしいですか。

9番 山中剛司君。

9番 山中剛司議員

先ほど歳入のところで財政の厳しさを指摘したんですけれども、再度ですねその財政の問題を中心にして質疑をしたいと思います。特にページ91の款 4 衛生費、そのうちの 2 目の塵芥処理費 2 億 9,034万 4,000円、ごみの収集等にですね非常に多くのお金がかかるという 1 つの数字でございますけれども、具体的にまず入札の基本的な方針でですね、これだけ大きな無駄が出るというものを指摘して、今後どういう入札方法に町長はしていこうとしているのか、そこらを中心にお尋ねしたいと思います。

まず92ページのRDF処理 3,091万 2,000円でございますけれども、そのうちのRDF工場までの運搬委託料 1,100万円、これはすべて旧長島町の分のみということでございます。と言いますのは旧海山町の分についてはですね、直営で運搬しているやに聞いております。それでいわゆる長島のこの 1,100万円運搬委託料契約ですね、これは随意契約なのか入札契約なのか、まず第1点お尋ねしたいと思います。

それから第 2 点目でございます。同じように92ページのごみ収集処理事業 3,671万 9,000円、これの内訳ですね、私実に問題があると思うんですけども、海山町の分がこのうち 1,390万円です。旧紀伊長島町の分が 2,110万円ですね。その差額が 720万円もあるわけですよ、 720万円。これは入札方法に問題があるのではないかと、ここの部分についても町長にお尋ねしたいと思います。

それからですね、海山町は平成15年から委託をしているやに聞いております。紀伊長島町は昭和60年から委託をしているわけでありますけども、私が今指摘しましたように海山の、旧長島の 1,390万円に対して長島が 2,110万円、720万円長島多いわけですよね、これ。 720万円も、人口わずかしか違わないですよ。しかもトータル海山が 1,300万円、長島が 2,100万円、このなかの 720万円と言うたらまさに私大きな数字やと思いますよ。ここらは従来の契約の仕方、そこらに問題があったのかなかったのか、そこをまず町長にお尋ねしたいと思います。

それからですね、これは旧長島の場合ですけども、昭和60年の3月7日からですね、ごみの外部への民間への委託が始まったわけですね。そのときですね年間総額1,688万円で一般競争入札が行われておるんです。競争入札ですよ。その後ですね、随契とか指名競争入札とが繰り返しながらですね、指名競争入札をすると極端に落ち込むわけですよ、年間のごみの処理費が。随意契約になるとですね極端にアップするわけです。

その一例を申し上げますけども、平成11年の4月1日、これは随意契約が更新なされたわけ

ですね。だから随意契約をやられたのが平成 9 年の 3 月の28日 2, 383万 5,000円ですよ。もう 1 回言いましょうか、平成 9 年 3 月28日随意契約で、これは契約日が 4 月 1 日 2, 383万 5,000円、その翌年は随意契約が更新されて 2,509万 2,900円、アップになっておるわけです。その次の年、平成11年の 4 月 1 日、これも更新されてですね 2,509万 2,900円、その次の平成12年の 4 月 1 日指名競争入札になったわけです。それでその前年度の随契と比較するとですね 776万 7,900円も競争入札になった結果下がっておるわけです。

私まさにね、この財政難のなかでこういうことが当然のことのように行われておること自体がですね、問題だということを指摘したいと思います。それで現実問題としてこれも手元に資料があるわけですけれども、これはごみ収集運搬業務委託実施要領の、いわゆる収集運搬業務の委託を受けている者、指名願いを提出した業者、指名願いを提出した業者がですね、これは固有名詞挙げるのは避けたいと思いますけども7社あるわけです、7社が。それで産業廃棄物収集運搬業務許可を受けている者が7社のうち6社あるわけです。これも具体的に名前挙げるのは私避けたいと思います。

しかしですよ、私ここでとにかく町長にお尋ねしたいのはですね。何でこういう財政難のときにですよ、当然随意契約をやればとにかく年間の契約金額が無茶苦茶跳ね上がっておるわけですよ。これからですね長島と海山のこの2分されたですよ、いわゆる海山区と長島区と2分されたこのごみの収集、どういう形で今後競争入札、もしくは随意契約等も含めてですね、とういう方針で臨もうとしておるのか、そこらについてお尋ねをしたいと思います。

それともう1点ですね、これは廃掃法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正前の条項ですので、政令第何号という部分についてはきちんと精査しておりませんので挙げないでおきますけども、例えばこの業者選択をする場合にですね、例えば契約が破棄されては困るので倒産が予想されるような経営内容では駄目ですよということが、これ政令にはっきりうたわれておるわけですよね。それから法人税、町県民税、固定資産税を滞納している方は駄目ですよということなんです。それから適正に業務を遂行できるだけの資産があること、これはどうも明確な規定がないみたいですけども、ここらの部分についてですね、担当課で毎年度毎年度契約するときに内容等についてチェックがなされているのかどうなのか、そこらについてもお尋ねしたいと思います。

したがいまして、契約内容、契約内容のやり方によってですね、これだけ大きな差額が出て おるわけですよ。 700万円も 800万円も出ておるわけですよ年間。だからそこらの部分につい ては今後町長はどうしようとしているのか。それから今私申し上げたように、政令の部分につ いては担当課の方でそういうチェックがなされているのかどうなのか。以上についてお尋ねしたいと思います。

議長

山本環境管理課長。

山本善久環境管理課長

何点かあったかと思いますが、まずRDFの運搬の業務でございますけども、先ほど議員が言われました 1,100万円でございますか、これは紀伊長島区の紀伊長島リサイクルセンターの部分でございます。これにつきましては平成14年の稼働のときから民間委託という形を取っておりまして、その時点で入札を行いました。その当時の入札参加業者は今ちょっと手元に資料がございませんのでわかりませんけども確か数社、6社ないし7社ぐらいあったかと思います。そのなかでですね、当時初めての業務ということでかなり入札の参加業者のなかで競争がございました。その当時確か 6,600円程度の予算を計上しておりましたが、トン当たりですね。トン当たり 6,600円程度の予算を計上しておりました。そのときにですね入札で、先ほど申しましたようにかなり競争がございまして 3,700円という落札でございました。

それで当時契約のなかでですね、初めての業務でございますので、業者側も車両等の購入等にかなりの資金が要るということで、一応その当時約3年間その同じ条件で継続するということで現在続いておりまして、これは平成17年の3月に終了いたしましたけども、17年度につきましては合併を控えておるということもございまして、同じ条件で継続するということをですね業者と調整いたしまして、同額でさらに1年間継続いたしまして現在に至っております。

それとですね、ごみの収集の海山区と紀伊長島区の約 700万円の差の違いでございますけれども、収集は1年間の収集日数につきましてはほとんど同じ日数でございます。ただそのなかでですね、資源ごみ等の収集形態が若干違っておりまして、海山区におきましては特に古紙ですね、新聞とか雑誌の収集が資源ごみという形でほかにこのページの資源ごみリサイクル促進事業のなかで海山区は行っております。

それと紀伊長島区におきましてはごみ処理収集事業のなかで行っておりまして、そのなかで 今申しました古紙の収集を民間委託いたしております。これは年間約35日ほど、正確にいいま すと36日ですね、36日ほどこれ民間委託のなかに含まれております。それの差額が試算いたし ますと大体 200万円ぐらいあるんじゃないかと。

それとですね、あと収集委託の際の燃料でございますけれども、これは海山区の場合は廃食油を収集しまして、それをリサイクルしたものを業者に無償で提供という形で実施しておりま

す。これの費用が約 100万円ほどあろうかと思います。それとですね海山区でございますけれども、先ほど言われましたように平成15年から民間委託ということで行っております。その際にも最初の業務ということでこれも数社入札参加していただきまして、入札の結果これも初めての事業ということでかなり競争があったようでございます。そのなかでその当時約 1,800万円ほどの予算が計上されておったようでございますけども、それは先ほども申しましたように競争があってですね、今現在の議員が言われた約 1,400万円ほどの契約となっておるということでございます。それの継続につきましてはその後ですね、今まで同じ同様の条件で随意契約で更新してきているということでございます。

あとですね、ごみ収集の契約の方式はこれは町長でよろしいでしょうか。はいわかりました。 長島の入札の際のですね、業者のその業務内容等確認しておるかということでございますけれども、これは毎年税務課で確認をいたしております。以上です。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ごみ収集の今後の入札につきましては、議員ご指摘のように複数年にはなると思いますが、 これは明日の会議で予定されておりますけれども、基本的には入札ということはいいのではな いかと考えます。

議長

山中剛司君。

9番 山中剛司議員

海山と長島の一般ごみ収集の、海山区と長島区の一般ごみ収集の差額 720万円については、 資源ごみ等の部分も含めて今担当課長から報告があったんですけども、それはそれで了とした いと思います。

それで1つだけお聞きしたいことはですね、RDFの委託運搬 1,100万円ですね、この契約金額はスタート当初から推移しているのかどうなのか、そこについてお尋ねしたいと思いますし、これ私の資料では今担当課長がわからないということでおっしゃいましたけども、第1回目の入札は7社が、私の手元の資料にはっきりうたわれておりますので、それは一つ確認だけはしておきたいと思います。

それからてすね町長、私は指名競争入札が通年かどうかは別にして、そういう方向でいきたいということおっしゃったんですけども、これはね町長どうとにかく私たちが理解すればよろ

しいですか、こういう財政難のなかで。平成 9 年の 3 月に、失礼平成 6 年の 3 月にですね、平成 11 年の 4 月、随意契約これ 3 年目に 2,509 万 2,900円で随意契約ですよ、これ。いわゆる競争入札じゃなしにお互いに対対で話をしてですね、これだけで収めてくれという契約が 2,509 万 2,900円なんですよ。

ところがその翌年、指名競争入札にした途端にですね 1,732万 5,000円、 776万 7,000円もですね落ちておるわけですよ。指名競争入札にした結果。だったらこの随意契約はいかにこう甘かったかということですよね、随意契約が。もう私は午前中の歳入のところで当町の今財政難ということを問題にしたわけですけども、こういうね問題をやっぱりこう抱えてですよ財政運営していったらですね、ますます私はやっぱり当町の財政というのはひどくなると思いますよ。だからとにかくこの場で、今町長のほうはとにかく競争入札、基本としては競争入札になさりたいというお話でしたけども、そこらの部分についてきちんとご説明いただけたら、私の質疑はもうこれで打ち切りたいと思いますので、そこらの部分だけきちんとしたご答弁をお願いしたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ご指摘いただいた平成11年の入札においては、確かにこれは私が執行しましたので覚えております。その当時議会でも報告させていただいて 770万余の差額が出てきたということで、大変入札の効果というものを記憶しております。よって、今も申したとおり入札の方向で考えたいと思います。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

19番 東恒雄君。

19番 東恒雄議員

1点だけちょっとお願いいたします。 105ページの水産業振興費、町長が一般説明ですかね、のなかでも当町の基幹産業は水産業だと、漁業だということで位置づけております。全くそのとおりだと思いますが、ここの2目の説明欄の一番上に振興対策事業費として800万1,000円計上されております。この中身を見てみますときに、直接振興にかかわる種苗の予算額が非常に少額であると私はそのように受けとめております。これは各漁協もですね、地元負担金が必要であるということでこの額にとどまっておるのか、種苗またやりたいけども町が予算を付け

てくれないのかという問題がはらんでおるのではないかと思いますが、その点について町長の 考え方をお聞かせいただきたいと思います。

議長

平山産業振興課長。

平山厚産業振興課長

ご質問にお答えいたします。個々の 105ページに書かれております漁業振興対策事業としての種苗放流は、おっしゃられますように漁協が主体となって種苗放流をやっている補助金でございます。それ以外に町としてイサギの放流はこの項目ではなくって、水産総合事業のなかでイサギの放流をやっております。すみません。水産振興対策のほうですね。

それでそれは町単ですべてやっておりまして、その金額は 209万 3,000円の放流をやっております。そしてまた広域でマダイとトラフグの放流もやっておりまして、それには 104ページの下の方に特定海域栽培事業定着化事業負担金93万 3,000円、そしてその上の地域展開促進事業負担金81万 8,000円、これはこの東紀州地域で広域でやっておるマダイの放流とトラフグの放流でございます。

したがって、種苗放流関係につきましてはこの3つの事業でやっておりますので、実績を見ながらまた近隣の町村と調整しながらやっておる事業でございます。担当としては以上でございます。

議長

東恒雄君。

19番 東恒雄議員

今、担当課長では漁業会の要望も受けてまあまあの予算額を計上したつもりだというふうに、おっしゃられたのではないかと思いますが、合併いたしまして漁業会も増えております。漁業関係者に聞けばおそらく不満も残っておるのではないかという懸念があります。したがいまして今後、今課長が言われましたようにですね、やはり振興にかかわる予算というものはね基盤整備なんかと違うて直接やっぱり町の雇用につながり景気につながり、そして突き止めるとこ税制につながってくるわけです。そういうような観点を持ってですね、今後そういう要求があれば積極的姿勢で臨んでいただきたい。そのことについて町長の姿勢をお伺いいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

1次産業の振興は町政の1つの経済政策のなかの大事なもんであります。特に水産の振興といいますのは非常に重要視しております。出来るだけ前向きに対応したいと考えます。

議長

ほかに、27番 北村博司君。

27番 北村博司議員

98ページですが、98ページと言えば私が何を言うか多分理事者はおわかりかと思います。海 岸環境整備事業負担金黒浜 4,974万円、約 5,000万円。私はこれ事業着手のときから一貫して 反対してきました。計画段階から反対しております。これは自然環境の保護どころか破壊だけ。 しかも地域の住民が知らぬまにこれは町と県で始めたという典型的な天下り事業です。

でここに今、この席にいらっしゃるんであえて申し上げますが、中村吉之議員が提唱して環境グループがあります。略称自然の会という、こちらの組織の方で県民局の担当者を呼んで、厳しい批判、反対の指摘をした事業です。私は旧町において毎年この予算に対してそういうご批判申し上げた。「止めよう」と、もうすでに。ですからこれまでいくら負担金を出してきたのか。

それと最近ですね、これは事実関係を確認したいと思います、課長に。何か住民を選んで、何か後の利用活用の何か審議会か協議会みたいなものをつくったのか、つくろうとしているのか、でこの反対グループのメンバーをこれに指名しましたね、任命しましたね。これはつまり反対組織の切り崩しのためにこういうことをやるのでしょうか、明確にお答えください。

県は多分、県民局は勝手に選ばんはずです。選任せんはずです。役場の担当課に聞いておるはずです。だからそういう何か変なやり方ですね。国はよくこういうことをやりますけども、 反対の矛先を収めてもらうために取り込むという審議会だか協議会だか知りませんが、この部分もお答えいただきたい。

そして今まで一体これいくら出してきていますか。

それからこの紀北町になってから和具ノ浜を含めて海水浴場と称するものが6ヵ所あるんですよ。おわかりですね。私は海山にもう1つあるのかわかりませんけども、和具ノ浜がありますね。そしてこちらから行って道瀬、古里、比幾、それからこの黒浜、それから城ノ浜の県営海水浴場。私は前にこれを事業を進めている職員が、果たしてこの黒浜できて海水浴一つ行くのかと、多分だれも行かないだろうと、近接しているんですよ、並んでおるんですよ。浜ごとに。道瀬、古里、比幾、黒浜と、私は行くはずがないし、これは成り立つわけもない。これは工事のための事業にしか過ぎんと私は一貫して言ってきておる。これについての明確なお答え

をいただきたい。それで一体いくら今まで支出してきていますか。これ県事業ですが、これは 典型的な天下り事業ですよ。地元の声なんて全くなかったですよ。こんな海水浴場やのヨット ハーバーつくるというようなの。それと今の何とか協議会、何か審議会かわかりませんけども、 一体なぜそういうやり方をするのか、お聞かせいただきたい。

議長

平山産業振興課長。

平山厚産業振興課長

黒浜のことにつきましては、その審議会のことにつきましては現在ちょっと資料持ち合わせておりませんので、また調べさせていただきまして、後日報告させていただきたいと思います。これまでにどんだけのお金を使ったかといいますと、全体事業費で23億円程度の事業になっておりまして、その1割が町の負担ということになっております。したがって、2億3,000万円程度と考えております。以上でございます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員には旧紀伊長島町議会においてもですね、この事業についていろいろとご意見をいただきました。その都度いろいろ地元の漁協の意向も聞いたうえでですね確かめておりますが、漁協としてはこの事業については受け入れ賛成でございます。

それからもう1つだけ申し上げますと、堤防等にはですね伊勢エビも生息し始めたというふうに聞いております。どうぞご理解をいただきたいと思います。

27番 北村博司議員

なぜそういうやり方をするのかですね、反対グループのメンバーをなぜ引っ張り込んで、何 のためにそういうやり方するの、答えてないよ。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その件についてはちょっと私もよくわかっておりません。よく調べます。

議長

北村博司君。

27番 北村博司議員

あそこはね私らは計画段階から何度も見ておるんですよ。それであそこを道路を改作して、あれ1km以上あるかな。建設課長あたりは知っておると思うけども、1kmあるかな。県道からそんだけ入らんならんわけですよね。それであそこはうばめがしの原生林なんです。全部伐り払ってしまった。一体だれがそんなことで利益を得るんですか。あそこは農地でやってます。あそこは沼みたいなものがあったのと、かつて稲田が水田が耕作されておったようですが、だれかあそこで農地つくっておるんですか。これは明確に答えてくださいよ。農地費でやっておるんでしょう、これ。農地費でしょ。だれかあそこで水田耕作するんですか。これこそ国民経済的に言ったら税金の無駄づかいも甚だしいですよ。根本的な答弁になってないですよ、町長。一体だれがこれで利益を生むんです。どういう形で利益を得るんですか。だれが海水浴に行くんですか。見込みを聞かせてください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

現時点ではまだ工事中でありますが、将来にわたってですね、あそこの環境は素晴らしい。 ですからますます価値が出てくるものと考えます。

議長

北村博司君。

27番 北村博司議員

申し上げておきます。ほとんど来ないでしょう。私は前に旧町時代に常任委員会で、産業建設常任委員会で申し上げて、この今いる職員のなかで泳ぎに行く者といったらだれもいなかったですよ。手を挙げているものはいなかっだですよ。行きませんよ。こんだけたくさんあんのに、和具ノ浜もありゃ県営の城ノ浜の立派な海水浴場もあるん、行きません。私は言っておきます。町長あとで、ああ、あのときはああ言うただけやと言わんといてくださいよ。私はしつこい性格ですから。

それから 116ページのほうでこれは確認だけです。紀伊長島観光サービスセンターと海山町観光協会あわせて 280万円以上になりますが、なぜ統合しないのか、かなり機構も内容も違いますけどもね。紀伊長島のほうは民間主導で海山のほうはちょっとよくわかりませんけども、なぜ統合しないのか、 280万円ってかなり大きな助成金になってます両方合わせますとね。このへんを考えるべきではないかと思います。

それからこれも確認ですが、温泉施設あれですね、町が合併してから海山区民の利用は大変

増えていると私聞いてます、現場で。あそこの現場のね温泉施設の方で、これ前の担当課が大変努力なさって年中無休で営業時間も延長して大変、今最高潮の時期に近い営業を結構なことですがやっておると思いますが、決算では純利益は出てきませんので、どの程度の純利益が出そうか。それでまた今後の見通しですね。お聞かせいただきたいと思います。

議長

平山産業振興課長。

平山厚産業振興課長

観光協会、あるいは観光サービスセンターとの統一化につきましては現在進めておりまして、一応合併を協議しております。そういったことでまだこの予算的にはこの旧の現在の観光協会の予算と組んでおりますが、これがもし合併したらその団体に1つの一本化になっていくということで統一を図っております。

そして温泉のことでございますが、古里温泉の平成16年度の売上金額につきましては 2,709万 4,450円ありました。平成17年度 2 月までの決算でそれを上回っておりまして 2,882万 7,2 50円となっております。したがって、あとまだ 3 月分を残しておりますので、あと 200万円程度が上がるのではないかという予測をしております。売上については以上でございます。

27番 北村博司議員

いやいや、ですから議長言うたってください。私は純利益を聞いておる。純利益の見通しと、 両区の住民どのぐらいずつ来ておるかと。

平山厚産業振興課長

すみません。利用者につきましては人数は出ておりますが、どこからどんだけ来ているかということについては、現在把握しておりません。人数につきましては16年度は5万8,841名、そして平成17年度は6万2,826名、これは3月を除き2月までの決算でその人数になっております。

議長

課長、純利益はわかりませんか。

平山厚産業振興課長

純利益の見込みにつきましては、もうすでに経費のほうが上回っておりまして、どんだけ出るかというのは、現在黒字になっております。そして17年度も黒字の見込みであります。

議長

25番 塩崎悦万君。

25番 塩崎悦万議員

ごみ収集についてちょっとお聞きしたいんですけども、紀伊長島区と海山区のごみの収集の 違いのなかで、分別収集でちょっと違いがあるように思うんですが、もしも統一できないのか ということと。

もし統一できないとしたらどういうふうな原因で、その同じ町内で統一できないんかという ことをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長

山本環境管理課長。

山本善久環境管理課長

お答えいたします。ごみ収集の分別収集につきましては差ほど大きな違いはございません。 ただ先ほども山中議員さんの質問のときにもお答えいたしましたように、資源ごみの収集に関しまして若干の相違がございます。新聞紙等の古紙の収集は資源ごみとして海山区は資源ごみ収集の事業で行っておりまして、紀伊長島区におきましては一般ごみの可燃ごみと同時に収集を行っておると。ただですねその後のリサイクルと申しますか、そういうものにつきましては再生資源ということで処理を行っております。以上です。

議長

ほかに、29番 岩見雅夫君。

29番 岩見雅夫議員

97ページのですね体験型イベント交流施設の維持管理費なんですが、ちょっと予算内容と関連がありますので、これは今朝ほど来ですね条例審議のなかで議案第11号で島勝浦の体験型イベント交流施設が論議されましたけれども、これに該当するものでしょうか。まず確認したうえでその後、質問したいんですが。

議長

平山産業振興課長。

平山厚産業振興課長

これの条例でございます。該当します。

議長

岩見雅夫君。

29番 岩見雅夫議員

それでですね、この体験イベント交流施設については11号・12号の審議のなかでですね、課

長のほうからこの管理運営について直営でやっていくという形が答弁されました。後の論議のなかでですね、若干9月以降指定管理者制度を導入してという話もあったんですけれども、ここにですね57万7,000円の施設管理委託料というのが当初予算に計上されております。そうしますとですね本旨は直営であるのに、当初予算からすでに委託料を計上するというのは矛盾すると思うんですが、この点の説明はどうなっているのでしょうか。

議長

平山産業振興課長。

平山厚産業振興課長

施設管理委託料とこの57万 7,000円につきましては、これは業務委託料でありまして清掃業務的なものであります。そういったことで 680円日当をですね、8時間かけて大体80日の時間ということで、業務委託料というふうな形で見ていただきたいと思います。全体の委託料ではございません。

議長

ちょっと課長、先ほどの 680円というのは本当ですかいな。

日当 680円、時給やね、日当と言われた。ちょっと訂正してください。

平山産業振興課長。

平山厚産業振興課長

すみません。今 680円というのは1時間の時給でございまして、それに8時間と90日でございます。すみません。そして委託料のほかに、清掃委託料のほかに消防設備の委託料も含んで57万円。

議長

課長結構です。

ほかに質疑される方はございませんか。

7番 平野隆久君。

7番 平野隆久議員

それでは3点ほどお伺いしたいと思います。まず最初に97ページの体験型イベント交流施設の維持管理費なんですけども、先ほど条例でも出ましたんですけども、そのときに利用数を想定 600人程度、あと 2,000人程度見込んでいるというお話を伺ったんですけども、この 600人を想定して 2,000人を見込んでいるというお話でしたんですけども、これはどの、対象としてはどういう人たちを対象にして広報していくのか、町内中心なのか、それとも町外を中心にし

てやっていくのか。またその広報の仕方にもよっていろいろ集客が出てくると思うんですけど も、その広報の仕方をどのように考えているのかについてお伺いしたいと思います。

2点目、105ページの地域産物展示販売施設管理費なんですけども、これは最初の説明でお 魚なランドというふうにお伺いしたんですが、このシステム、町のかかわり方のシステム等の かかわり方等について内容等お聞かせいただきたいと思います。またその使用料及び賃借料と いうことで出ているんですけども、これは何に対しての賃借料なのかについても説明をお願い したいと思います。

3点目、112ページの魅力ある観光地づくり支援事業 400万円出ているんですけども、この事業委託料 213万 5,000円ほかについて、この内容についての説明をお願いします。以上 3点です。

議長

平山産業振興課長。

平山厚産業振興課長

まず体験型イベント交流施設の広報の仕方でございますが、これは対象は町内外問わず全体 に向けてやっております。そして広報はインターネット、あるいはこちらに遊びに来た人たち の口コミそういったもの、あるいはパンフレットそういったもので広報をしていきいたと思っ ております。

そうして経理のほうだったですかね、体験ができる広報だけでしたか。すみません。どういう人を対象かといいますと、体験型イベントですのでグループというか、全体で体験するグループを集めてきたこのビジネス化事業、そういった体験化ビジネス、先ほど質問ありましたが、そのなかと関連させながらそういった人たちを対象にこの施設を利用してやっていくということになっております。また個人的にもそういったのが来る場合は、またそういった人にお願いして体験できる世話もしていくという柔軟な体制も考えていきたいと思います。大体はそういった体験型イベントとしての場所としていきたいと考えております。

次に地域産物展示販売施設の内容でございますが、使用料につきましてはこれは土地代金でございます。そして運営の内容につきましては形態につきましては展示する人を募集いたしまして、現在その人たちにそこで展示販売をしてもらっておりまして、そのかかった費用に相当する金額を電気料とか水道料とか、また土地代の一部等があるわけなんですが、業務量としていただいております。

次に魅力ある観光地づくり支援事業につきましては、これは今年もやりました観光交流空間

事業のなかでやっておりまして、2つの団体がする事業でございます。その内容につきましては先進地視察、あるいは観光当番の案内、あるいはガイドマップの作成そういった標識、また海山におきましては花や木を植える、そういった費用で 400万円見ております。以上です。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

それでまずその97ページのほうなんですけども、せっかく施設をつくって集客をやるということなんですんで、こういう施設に関してはその割に広報の部分がまずくて集客が少ないということがありますんで、いろいろ説明伺ったんですけども広報の分に十分注意して自立化させてお願いしたいと思いますんで。

あと 105ページのほうなんですけども、お魚ランドなんですけども、これは施設は町の施設として理解していいんですか。そしてあと土地に関しては借りているということなんですけども、これは購入とかということは考えずに、ずうっと借りたままやっていくということで理解しているんですか、その点について 2 点だけ答弁お願いします。

議長

平山産業振興課長。

平山厚産業振興課長

現土地につきましては、施設ある間ずうっと借り得るということで契約を結んでおりまして、 土地の借用をして進めております。そして建物施設等については町のものでございます。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

12番 浅川研君。

12番 浅川研議員

1つだけ質問いたします。この町有林造成費 101ページなんですけれども、全体で 6,388万円が町有林の造成費ということで計上されております。そのなかにですねこの公有財産購入費が 2,634万 1,000円とこういう形であるんですよね。これは開発公社のほうのことかな。このことをしっかり詳しくとですね、ちょっと説明していただきのと。

実質この事業ですね、町有林の造成にあたっての事業、この事業の概要という形で、この町 有林の保育と管理に関する経費で新植とか下刈り、枝打ち、除伐、防護柵設置 6,388万円とか かっておるもんで、もう広さは海山町の植林地は大体 550町歩ぐらいかな。それで紀伊長島は どのくらいかいな、ちょっと多いぐらいかな海山区よりも、その人工林植えつけるのにね。そういうのにかかる実質の施業にかかる費用をですね、これこういう大雑把なあげ方やと 6,000 万円もかかるのかなというような形になりますもんでね、これはこちらで詳しくそのいろいろ賦課金とかいうようなものもあるし、どのぐらいの金額が実際にね撫育にかかるのかということ。

多分、ちょっとだけこれ要らんことかも知らんのやけども、ここに保育と書いてあるんやけども、木の場合は保育とは言わない撫育と言うんですよね。保育というのは子どもを養育するという意味ですから、木を育てる場合に撫育というてへんのね、かわいがり育てるという意味を使ってください。撫育、育林という場合は。それちょっと要らんこと言うてすみません。それでそこをちょっとお答え願いたいんですけれど。

議長

平山産業振興課長。

平山厚産業振興課長

公有財産の購入費と申しますのは、開発公社が中央公民館の前の多目的広場の土地を購入するときに町有林を売った形で財源を得て、そうしてそれに充てたと、そしてそれを現在この町有林を買い戻しているという形で、この町有林造成事業のなかの項目にあがっておりますが、直接この町有林事業とは関係がない予算でございます。

あと町有林造成事業につきましては町の6名の林務員、そうしてまた現業職の2名の人の指導のもとで管理をしておりまして、それらにあたる費用でございます。これに予算化された面積につきましてはちょっと詳細に調べておりませんので、また委員会のほうで報告させていただきたいと思います。

議長

浅川研君。

12番 浅川研議員

賃金でここにね 2,350万円のあがっているでしょう。これ林務員とか6名の方と、あと2名の方という賃金だと思うんやけども、この事業委託料が 350万円のが実質そのいわゆる山の施業のお金ではないんですか、そうなると。

それとですね、その今言われる公有財産購入費のこのこういうあげ方なんですけども、財産 となったときに実際ですね、これ考え方として町有林を売ってそういう形で購入したという、 あと町有林を買い戻すという形で支出するのやけれども、公有財産という形でですね、財政課 のほうでこれを置いていただくような格好にしたほうが、これもう本当にいつも言われるのに、 その町有林を造成するのに 6,000万円も 7,000万円もとか言うて、今回は全体の予算で組んだ んやろけども、これこのへんの考え方どうでしょうかね。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

先ほどの浅川議員の言うことも検討いたしまして、この以前から財政のほうで思っておった んですけども、今後検討していきたいと思っております。以上でございます。

議長

平山産業振興課長。

平山厚産業振興課長

すみません。下刈りの1.63㎡、31万3,000円、下刈りと枝打ち、除伐、防護柵の設置でございます。その内訳金額。

12番 浅川研議員

350万円だけやね、事業委託料は。

平山厚産業振興課長

そう委託料はね。はい。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

8番 尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

平山課長お疲れでしょうけど、もう1つ。97ページの体験型イベント交流施設のところなんですけど、これでですね、その前のページ農業総務費のところの特定財源、財源内訳のところで58万8,000円、主な事業計画書ではですね事前に説明いただいたこの書類ではですね、その他が13万円となっております。これ利用料その他のところへ書くのが妥当だと思うんですが、、このその他13万円、例えば今の課長の今までの答弁聞きますと年間60万円、600人、これ泊まりだと100、・・・10万、それで2,000人の体験イベントとこれ1,050円だとして200万円からの利用料が見込めるわけですよね。それがですねこの13万円であと一般財源、貴重な一般財源から265万6,000円という、こういう表記の仕方というのはありなんですか。

議長

平山産業振興課長。

平山厚産業振興課長

13万円の根拠につきましてはこれは1人当たり入場料が、入館利用料が1,050円というふうになっておりますが、そういった場合町に入る金としては250円、そして1泊の場合は3,150円の場合は町に入りますのが1,000円というふうな、そういった形で予算計上した金額でございまして、これはそういった勘定でしますと、大体500人足らずで金額が13万円の収入になってしまうということでございます。これは予算計上するにあたりまして高い、現在のこの施設では高い使用料が取れないのではないか、あるいは人の人件費がかかるのではないかということで、この収入単価を割り出したわけでございまして、この利用料とここにあげた収入のなかの差というのはこれは世話をする人件費の分が含まれているというふうに考えてほしいわけなんです。

それでそういったことで、まだこの単価は非常に予算書として安全を見てといいますか、低く見ておりますが、これが一応条例でも 1,100円とか 3,150円という金額にしますと、ご指摘のとおりもっと収入が取れるのじゃないかということで、予算上収入は見ておりませんが、今後また経費が合理化されて、そういった経費が少なくなればここに算定された 250円とか 500円とかという単価よりは上がってきて、収益が上がってくるというふうに考えております。したがって今後その利用料もたくさんの人に利用してもらえれば、経費を賄うぐらいの収入が、以上のものが出てくるのではないかということで頑張りたいなというふうに思っております。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

ちょっと理解しづらいかったんです。まず利用料等のいろいろ引いた金額だけを足してどうのこうのとか言うてましたけど、そうするとですね、その考えでするとあと同じ産業振興ですよね、課長は。そうすると古里温泉の 2,769万 8,000円、これ利用料ズボッと放り込んでありますよね。予算書のなかで考え方の違う書き方するんですか。普通この財源内訳というのは利用していただいたら利用していただいた金額を入れるのが普通じゃないんですか。

議長

平山産業振興課長。

平山厚産業振興課長

ご指摘のとおりでございまして、これは予算計上する時点にあたりまして、もう委託をする

という形のもので考えておりました。しかし委託は、まだそういった条例がちょっとできてないものですから、委託するまでの間は直営でいかなあかん。ただ条例に定めるには利用料というのを書かなあかんということで、一応この予算書とこの条例との間にちょっと食い違いがございますが、この予算書のほうは委託した形の予算書の形態で考えておりました。

でそれを直営にした場合ですね、直営にした間はこの 1,050円とか 3,150円という収入が直営の間直接こちらに入ってきます。この予算書にはあげられませんけど、あげてませんけど、そういう形でやり、また運営方法が変わった場合にまた補正で、また対応補正しなければならないと考えております。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

課長、指定管理者制度等ですね見込んで、その単純に町に入る分だけをやったんだろうと、今取ったんですけどね、これ当初予算で指定管理者制度は海のものとも山のものとも思えないときにこういう予算の出し方いかがか。それではですねその温泉も指定管理者制度の対象になったらどうなるかというような予算書の出し方いけないんじゃないんですか。基本的に1つの課でですね、あっちはこう、こっちはああこう見込みがこうというような、それはねちょっと無理があるんじゃないかなと私理解しづらいように思うんで、言っている意味はわかったんでね、はいもうあれなんですけども、もっとですね予算するときは一体化した予算の書き方、いつどうなるかわからんものを見込みだけで書かれたもんではね、こっちは審査して通す通らんというレベルの問題じゃないですよ。レベル以下ですよ。一応そのことだけ言って終わります。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

松永征也君。

16番 松永征也議員

1点だけお聞きします。89ページですね。浄化槽設置整備事業 4,062万 5,000円とありますけど、2つの事業になってますけどもね、浄化槽整備するについて住民が一番困っておることはですね、その浄化槽を整備してもその排水するところがないということだと思うんですね。そのために道路の側溝とか、また地下浸透ですね、そのようなことで処理しているところが多いと思うんです。したがいまして、この浄化槽を整備するにあたっては、この排水先の整備もね含めて整備をしていかないと普及が図れないと思うんですが、この点についてお考えをお聞

きしたいと思います。

議長

山本環境管理課長。

山本善久環境管理課長

お答えいたします。浄化槽の設置整備事業でございますけども、今年度におきましてもですね95基の予算を計上いたしております。今議員が言われた放流先についてでございますけれども、基本的にここにあります浄化槽といいますのは、合併処理浄化槽のみでございまして、現在は放流基準からいきますと側溝等へ放流しても何ら支障があるものではございませんので、紀北町におきましては放流先は側溝であるということで設置届けがなされますと、それは受理しております。ただですね、地下浸透というので、余ほど高低差がございまして放流ができないと、側溝等に放流できないとやむを得ず認めておるというところでございまして、ただその放流先の整備につきましては環境の所管ではございませんので、ちょっとこれは私のほうからお答えできません。

議長

松永征也君。

16番 松永征也議員

町長に今の件お聞きしたいんですけども、その小規模のですね排水路の整備、これどのよう にお考えでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、課長が言われたように合併槽の場合は放水が側溝でもよろしいということであるんでで すね、排水路のない場所については今後整備していく方向でですね、努力したいと思います。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を打ち切ります。

次に 113ページの土木費から 150ページの予備費までについての質疑を許します。

5番 濱田耕輝君。

5番 濱田耕輝議員

131ページのALT事業についてなんですけど、先日の説明では紀北町とALTの2名の事業費ということで十分理解しております。旧海山町のALTに少し触れさせていただきますとですね、3年間の期限いっぱいまでALTか今まで務めていただいたということで町民の皆さん、いわゆる保護者の皆さん、PTA、そして地域の皆さんも大変ご好評いただいております。そういうことで現場の先生方は大変ご苦労されていると思いますけども、これからも是非ALTの事業に全力を尽くしていただきたいと思います。

そういうことでですね、今後紀伊長島区、海山区の連携などそのいろいろな事情があろうか と思いますけども、現状を具体的に説明を是非していただきたいと思います。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

お答えいたします。ALTの制度につきましては、ご承知のように発足以来海山町、紀伊長島町それぞれの両町でずうっと招聘してやってきたものでございます。今度この合併にあたりましてすり合わせのうえで、何とかこの両町1名ずつの配置を両区1名ずつという形で、紀北町合併後も2名のALTの確保をしていきたいということで今度の予算編成に臨みました。

現状につきましては、本来は小学校の初等教育において英語力を子どもたちに身に付ける。 それから国際的な感覚を身に供えさせる。そういう趣旨で始まったものでございますが、県や 国がですね、中学生のこの英語力の向上については国や県で中学校を見てくれておったわけで ございます。教育事務所に1人配置しまして、そしてその教育事務所のALTが中学校を見て くれる。それぞれの町村の負担のALTは小学校を見るという形できておったんですが、昨今 のこの状況でこれを県や国は引き上げてしまいました。ですから現在町村に配置されておるこ のALTが中学校も含めて見るということになっております。現在海山区、それから紀伊長島 区両区におきましても小中学校それぞれ毎週半日ですね、半日はその学校にALTが常駐する という体制を確保するように努力し、そして各学校でその半日間を有効に現在使っていただい て、やはりALTに対する要求度は非常に高いものがありますので、本年度もこういう形で予 算を計上させていただきました。何とぞ2名体制をですね、これからも出来る限り確保してい きたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長

濱田耕輝君。

5番 濱田耕輝議員

大変よくわかるご説明でありがとうございました。私はですね、やはりこの小さな町でも特色のある教育を是非していただきたい。このALTについてですね、そういうことで5、6年生いわゆる発育時期の、いわゆる体力的にも能力的にもきている時期にですね、やはりグレードの高いALTを是非実践していただきたいと思いますのでですね、少し具体的に言えばグレードの高いイングカンバセーションのほうを是非やっていただきたい。そのために私は欲言えばもう1人ですね、ALTの先生を導入していただきたい。そういうご検討を願いたいということで、もし答弁がよかったら教育長よろしくお願いいたします。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

12番 浅川研君。

12番 浅川研議員

この 150ページまでということでしたんですね。これでもう最後ですよね。ここで議長に少しお許しいただきたいんですけども、全体にかかわって少し触れさせていただきたいんですけども、水産とか建設とかね。

これ全体にということはですね、建設関係の紀伊長島区の今回のこの予算、海山区の予算、あと水産とかそういう形でですねちょっとお尋ねしたいもんですから、これ財政のほうになりますね。この建設課関係で申しますとですね、この紀伊長島区ですと、今回この事業は着手している関係上ですね、2億5,950万4,000円ですね。それで海山区は7,152万4,000円で、この差が海山区と紀伊長島区で1億8,798万円ほどあるんですよね。あとこの農業、農林業のほうですと紀伊長島区が1億4,000万某、それで海山区が5,400万円で、この開きも約5,000万円ほど紀伊長島区と海山区との差があると、あと水産総合ですと、これ先ほどからいろいろ言われておった大きな事業がある関係上ですね、紀伊長島区がこれは9億円からありますよね。それで海山区が2億4,000万円、ここでも6億5,000万円の開きがあると、そこらへんをね、こちらの環境管理課にしてもそうですよ。大体1億4,100万円ほどの、これ全体2億7,500万円と1億3,300万円そんなような事業なんですけれども、このへんを財政課のほうで今回のこの一般会計が85億円でしたっけ、それの大体海山区でこんだけ、紀伊長島区がこんだけ上がっておるかという、そのちょっと数字を示していただきたい。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

ただいまの質問にお答えいたします。まず全体予算の紀伊長島区、海山区とか共通経費、人件費などの共通経費です。この分類についてはちょっと現在のところやっておりません。ただし投資的経費の工事請負費などの状況については調べております。

それによりますと、工事請負費でいきますと全体で約4億7,000万円です。工事請負費だけです。紀伊長島区ですと2億8,000万円です。海山区は1億9,000万円です。そのうち大きな事業といたしましては紀伊長島区では土砂災害相互通報システム整備事業、これが1億587万3,000円あります。それで海山区では大きな事業といたしまして町道災害復旧事業で1億24万5,000円あります。そしてこの土砂災害なんですけど、これにつきましては去年は昨年17年度は海山で行いました。それで18年度は紀伊長島区で行います。これを差し引きいたしますと、工事請負においては海山区、長島区そう大差ないものと考えております。ほかのところについてはちょっと調べておりませんので、ご容赦をお願いいたします。

議長

浅川研君。

12番 浅川研議員

工事請負費というのも何か大差がないと言われたんですよね。私先ほど申しましたのは、これ水産係、水産課のこれはいろいろ事業がやってますもんで一概にはね、紀伊長島区はこれはもう水産の町ですもんで、これは当然ね、だからこういった場合で説明を願いたいんですけれどもね、私は。ここらは例えば地域水産物供給基盤整備事業としては、これは当然海野のほうの今やっておるんでしょう。これは5億9,894万円ほどあるんじゃないですか。だからこれはこういう事業は海山区にはないし、例えば先ほどから言われておる県単沿岸漁場整備事業もこれは655万8,000円ですか、こんなものこちらにはないですよね。それ全部ずうっとこういうようなものをねトータルしますと、紀伊長島区がこの水産系のほうで9,000万円あるのに、海山区では2,400万円というような数字が出てくるやないですか。それはもう納得するよね、これは水産の町とそれはそこらへんのことで。

だけど大体建設だとかいうのに、最初言いましたでしょう建設予算で、これはこのへんが 1 億 8,700万円ほど差があるんじゃないですか。こういったことも説明できますでしょう。どうして海山区と長島区との予算の差があるかといういったところを、そこらを納得いくようにね、私ちょっと質疑をしておりますもんで、うん。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

紀伊長島区におきましては継続事業が多かったもんですから、当然多くなりました。海山町におきましては継続事業が少なかったので少なくなりました。ちょっとはい。それで海山区におきましては新規事業が結構あるんですけど、今度の財政難のおりに新規事業というのを極力抑えさせていただきました。それで継続事業についてはもうやらなければならないので付けさせていただきました。以上でございます。

議長

浅川研君。

12番 浅川研議員

大体私も調べた限りはですね、内容も少しぐらいは把握しておるんですけども、合併の当初ですね町長、お互いやはり均衡ある発展とかいうことを公約にもうたわれましたし、あまりこの予算についてチグハグ、片方がようけ付いたり、片方が少なくなったりというのは単純にね、その数字を見るともう本当に感じます。これ長島区らはいっぱい付いておる。海山区はえらい少ないなと、そこらをわかりやすく町長はね、やっぱり執行者ですから政治責任として納得いくように説明すべきだと思うんてすけども、よろしくお願いいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ご指摘の論旨はよくわかります。今財政課長も言われたようにですね、継続事業が断ち切れなかったという理由もあります。私はご指摘のとおり均衡ある郷土の発展を目指しておりますし、両区の住民の一体化というものを目指して今取り組んでおります。指摘された数値について担当側から教えていただいてですね、今後配慮してまいりたいとこう考えます。

議長

ほかに質疑、27番 北村博司君。

27番 北村博司議員

これは1つ確認なんですが、114ページの土木費道路橋梁総務費のなかの三重県南北縦貫道 建設促進期成同盟会、これ多分おわかりにならない方もいらっしゃると思いますが、422号線、 国道 422号線の整備に向けた取り組みですね。戦前からの強い住民の要望でずうっとこう始ま っているわけですけども、関係町村はすべて合併してしまったわけですよ。それでこれまで熱 心だったのは美杉村とか飯高町とか宮川村だったわけですけれども、多分ちょっと私今ザッと こう自分なりにここはこうなったと申し上げますんで、間違うておったらおっしゃっていただ きたいと思うんですが。

多分これ構成は今回伊賀市、津市、松阪市、それから新大台町、それで紀北町とこうなるわけですね。全部構成メンバーが合併しているんですよ。これちょっと津の関係者にこれ美杉が確か津市になったと思うんですが、どうもこの希薄なんですね、意識が。この 422号線の整備についての、どうしてもこうなると思うんですよ。端っこばっか通っておるわけですから、松阪市にしてもそう。このへんについて現在会長がどなた、会長自治体はどこなのか、どうしようとしているのか、これはもう父祖三代の悲願ですので、私は合併て消えていくもんではないと思いますが、このへんについて一つ意欲のほどを、それで現状どうなっておんのか、それでこれは一番全く道路のないのは大杉谷と赤羽地区の間が全く途切れておるわけですけれども、これの代替道路として始まった工事基幹林道がですね、21号台風で壊滅的な打撃を受けて、災害復旧だけで確かこの間3年ぐらいかかるって建設課長言わんだかな。

少なくともですから供用開始の見込みが3年は遅れるわけですね。そうなってくるともう本線の 422号線のほうが道路の10ヵ年計画、県の計画のなかへ入ってないんですよ、ルートとして、ルート設定してないんですよ。これ助役はご存じやと思いますが、私はこれ直接知事に確認、直接聞きました。だから当面道路戦略何とか10ヵ年計画とかいうののなかに、少なくとも入れてもらう努力をせなあかん。そうでないとこれは県管理ですからね、三桁道路で、県がやらないことにはどうしょうもないわけで、このへんについての高度な一つご発言をいただきたいと思います。抽象的じゃなしに、よろしくお願いいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この南北縦貫道はですね、ご指摘のとおり5町村で期成同盟会をつくっておりました。現在の会長はその合併が始まるまでの会長は宮川村村長であったと記憶します。それが大台町の町長に当選しまして、それから美杉村は津市に、それから飯高町は松阪に、それから青山町ですね、青山町は伊賀市に変わったわけですね。私は尾上旧村長にはこれの存続を申し伝えておりますし、そのように尾上さんも返答はいただいておりますが、何分合併したててでありますんで、それから津市の新市長についてもまだお目通りいただいておりません。それから今後、松阪市長にはこれは申し上げました。この 422のですね期成同盟会復活をして国・県にお願いし

ていこうということは伝えてあります。

それから伊賀市の今岡市長についても今後会う機会があろうかと思います。その都度ですね 申し上げたいと思っております。ようやく合併が整ったわけですから、新しくですねその所属 する市・町においてこの期成同盟会を立ち上げて、立ち上げるというか継続してですね、県及 び国に申し上げてまいりたいと考えます。

議長

北村博司君。

27番 北村博司議員

これはですね、旧宮川村の場合、特に山本の、もう故人になられました山本泰介村長はですね、特に旧宮川村として高速へのアクセスとして考えると、つまり大杉谷方面は紀伊長島インターチェンジから乗りたいと、それでどうしても近畿自動車道紀勢線か、紀勢自動車道となったのかな今度は、の開設までに紀伊長島インターチェンジのオープンまでに何とか本当はこれ代替道路のほうであってしても間に合わさないと、住民への約束という面ではちょっと齟齬を来すわけですよ。

そこでですね県としての取り組み、その10ヵ年計画のなかに入ってないと私は聞いているんで、それの確認をしたい。これは建設課長かな、だれ助役が答えられるかな。それで私は直接知事に確認したら入ってないということでしたが、そのための努力はどうすればいいのかですね、せっかく優秀な助役を県から来ていただいておるんで、一つ助役が中心になって10ヵ年道路、10ヵ年計画のなかに盛り込んでもらうというご努力を是非お願いいたしたいと思いますが、ご答弁いただきたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、助役のほうはですね、この国道 422についての経緯は存じておりません。しかし、今助役になっていただいたので、今後のですね県に対する要望活動については十分の力を発揮するものと思います。

27番 北村博司議員

いやいやですから、10ヵ年計画に入っておるのか入っておらんのか、だれか確認しとる。県 の道路整備10ヵ年計画。

議長

倉崎建設課長。

倉崎全生建設町長

道路10ヵ年戦略ですが、今考えるに入っていなかったと思います。はい道路10ヵ年戦略には 入っていなかったと記憶しております。

27番 北村博司議員

これからどうしたらええの。

倉崎全生建設町長

これからですね、この道路開設に向かって県のほうへ強く働きかけて戦略に載せていただく ようにやっていきたいと思います。

議長

ここで暫時休憩いたします。

3時25分開会いたします。

(午後 3時 10分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 25分)

議長

113 ページの土木費から 150ページの予備費までについての質疑を許します。

31番 谷節夫君。

31番 谷節夫議員

31番 谷、ただいまの前者議員が質問されたんと全く同じ款なんですけど、その三重県南北 縦貫道路建設促進期成同盟会会費の10万円なんですけど、これは当然会費を払うということの 議案なんですけど、実は私も紀伊長島区、旧長島町の議員のなかでその同盟会の会員として、 実は旧宮川村に出席も町長とともにさせていただいて、これは本当に私は赤羽の住民として悲 願の道路のわけなんです。といいますのもやっぱり関西へ抜ける道でですね、これはもう一番 近くなるということで本当に合併、紀伊長島に合併する前からの悲願の道路でありまして、前 者議員が非常によくわかる説明と質問をしていただきましたんでね、私も重ねて是非、まだ宮 川村と赤羽が開通はしてなくても 422号線がいまだに赤羽の入り口の看板にこれは通行不能という看板がかかったまま、ずうっとかかっているわけなんです。

ですからその道路も、関連道路もですね、学生の登下校の道路になっておりまして、道路幅も狭くてやっぱりこれをきっちりと同盟会の結成を是非町長を筆頭に、今前者も言われましたように助役が本当の補佐をしていただいて、是非お力になっていただきたいと、これだけ要求して質問じゃなくてお願いとして質問を終わらさせていただきます。以上です。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

では質疑を打ち切り、先ほどの中津畑議員の答弁がなかったので、塩崎保健福祉課長答弁お願いします。

塩崎剛尚福祉保健課長

先ほどの中津畑議員の質問に答えさせていただきます。

いまだ三重なんですけども、日本名に直しますと、反差別国際会議三重でございます。2000年に設立されております。で現在は、私ちょっと訂正していただきたいんですけども、三重県人権問題研究所というのがですね1997年に設立されております。その2つが合併しまして現在は反差別人権研究所三重となっております。

事務局のほうなんですけども、津市のほうにあります三重県人権センター内に事務所があります。事務局へは三重県から職員が派遣されております。事業の内容なんですけども、調査研究事業、研修育成事業、連携交流事業、広報出版事業等を行っております。また三重県からの受託事業も受けておるように聞いております。以上であります。

日程第26

議長

次に日程第26 議案第33号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といた します。

質疑を許します。

20番 東澄代議員。

20番 東澄代議員

歳入88ページでございますが、保険料ですが、口頭で課長の説明がありましたが、賦課状況 の資料も配布されたのですが、理解しがたいので具体的に根拠等の説明をお願いいたします。

議長

宮沢住民課長。

宮沢清春住民課長

お答えさせていただきます。資料はお持ちでしょうか。

それではご説明申し上げます。ただいまの旧紀伊長島町と旧海山町では保険料率、旧紀伊長島町は税でございますが、率に差がございまして若干旧海山町が高くなっております。また介護保険料につきましても旧海山町のほうが高いというような状況にございまして、これで18年度の予算編成するにあたりましてですね、まず歳出、これ医療費をどれぐらい見込むかということによりまして、歳入がどれぐらい必要かということになります。歳入につきましては国の補助金、交付金、あるいは県の補助金等充てまして、さらに残る部分については保険料を充てて収支を調整するというような作業をさせていただきました。

それでですね保険料につきまして、旧海山町の保険料率を取らざるを得なかったというようなことに結果的になりました。それはですねまず金額的には海山町の医療ですね、海山町の料率で取りますと、医療のほうが 6 億 2,583万 6,000円ほどになります。紀伊長島町の料率で取りますと 5 億 9,627万 5,000円ほどになります。この差が 2,956万 1,000円ほどになるということで、さらに介護分につきましては海山町の料率を取りますと 7,326万 1,000円ほど、紀伊長島町の料率を取りますと 3,457万 6,000円ほどでございまして、差が 3,868万 5,000円ほどになるというような状況にございまして、これを紀伊長島町から見ますとですね、1人当たり年間医療費につきましては 256円上がるということ、そして介護保険料につきましては旧長島町のほうについては 1 ヵ月 1,134円ほど上がるというようなことでございます。そしてさらにこれだけじゃ歳入が足りませんので、1 億円ほど基金を取り崩して調整させていただいたというような状況でございます。以上でございます。

議長

東澄代議員。

20番 東澄代議員

課長の説明では、長島側が料金のアップをしないと運営が成り立たないというような前回の 説明でしたんですが、それにまで至るこの医療費のどんだけとかいうような数字のことは理解 しにくいんですよ。それでそのアップになる理由ですね、徴収率とか、それで海山区の保険料 がいつ値上げになったのか、基金の取り崩した1億円はどのようにしてどっちのされたのか、 その2億3,000万円基金が海山側であって、長島側が基金は少ないのは見ているんですが、そ の内容についてどうして長島側がそうなったのか、長島側はそうなるのかという説明をはっき りしていただかないと理解できないんです。よろしくお願いします。

議長

宮沢住民課長。

宮沢清春住民課長

海山町につきましてはですね、平成15年度に10%ほど保険料の値上げをしております。これをもちましてこれまで2億3,000万円ほどの基金を積んで、これまで運営してきたということでございます。

それで紀伊長島町、旧紀伊長島側につきましては随分と値上げはなされていないというふうに伺っておりますし、それで介護保険料に至っては発足当時から値上げをせずにやってきたと、不足分はどうするんやということでは、一般会計から15年度・16年度におきまして3,700万円ほど繰り入れをして収支を合わせたというような格好に、そういったこう状況にあります。

議長

東澄代君。

20番 東澄代議員

最後の質問ですね、私。96%の保険料の予算が計上されています。その分ですね 3,700万円がはっきり結果論から私理解しますと、長島区のほうが 3,700万円が毎年繰り入れされていて、海山側が繰り入れなしの平成15年度で料金アップしたってということの理解と、それからそのために基金があったということですね。

それからそのことに対してのこの料金アップと言われるんですが、海山のほうの徴収率は過去何パーセントなんでしょうか。

議長

宮沢住民課長。

宮沢清春住民課長

失礼しました。ちょっと資料が古いんですが、16年度のいわゆる現年度分の徴収率を見ますと、旧紀伊長島町が95.01%、これ47市町村のうちの19番目ですか。旧海山町におきましては97.21%、これは47市町村のうち6番目やというような状況にございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

北村博司君。

27番 北村博司議員

実は親議会のほうの所管にはならないんですが、紀北広域連合のほうで介護保険料の引き上げを予定しておるわけですね。そうするとこれ徴収は一緒に住民は同時に徴収されるわけですから、これだけの引き上げではないわけです。そのへんのこれは広域連合のほうの組合議会の今ちょっと伺うに、この定例会終了以後にあるみたいですが、支払う側は一緒に徴収されるわけですね。両方の引き上げダブってくるんで、これだけの説明で私はね住民に理解されんと思うし、質疑の内容も違ってくると思うんですよ。議長これ介護保険料の引き上げのほうの予定も計画というか予定というか、それも合わせて説明をしていただくようにしてもらえませんか。

議長

今議案がね、国民健康保険事業の特別会計予算ですねこれ、この議題が、案件が。

その介護保険も混ぜ合わせてということでしょう。やはりこの案件に対してさね、やはり今 認めてここまできたんですから、今これを付け加えるということはちょっと無理があると思い ますのでさね、この案件はこの案件としていただきたいと思います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

山中剛司君。

9番 山中剛司議員

今の北村議員の議事進行の発言に関係するんですけども、今確かに議長おっしゃっておられるようにですね、これ国保の今審議だからこれに絞って、それはそれでよくわかるんですよ。 ただこれも議長もご存じのことですけども、昨日介護の広域から3名来られて、介護の紀北町の委員だけですね、実は介護保険料の値上げということに説明を聞いたわけなんでよね。

それで前回、私はそのときは広域の議員ではございませんでしたけども、介護保険の値上げがあったときにはですね、いわゆるこれは長島だけの話ですけども、長島の本議会の了承も得ず、それを当たり前のことかもわかりませんけども、了承を得ずにですね介護の議員さんだけで介護の議会、広域の介護の議会で値上げを認めたという経緯があったわけですよ。

ただ今回は、これはもう別に分けるということについては私も依存はないんですけども、議 長に是非お願いしておきたいということはですね、約18%、 1,300円の値上げなんですよね。 それで尾鷲のほうではあまり大きな異論がなかったという担当者の説明だったんですけども、 私はこれ介護の広域の議員だけですんなり認めてくるということについてはやっぱり問題あり と考えるわけですよ。

できたらこの定例会終了後でも結構ですから、議長の計らいでですね介護の係の者に来ていただいて、全協なり議員懇談会なりを開いていただいですね、そこのなかでこう意思の確認を求めていただけたら、私たちも非常にこう有り難いと思いますので、議事進行で議長へお願いしておきたいと思います。以上です。

議長

わかりました。今回はこの案件のみ質疑してください。

19番 東恒雄議員。

19番 東恒雄議員

ただいまは課長から説明をいただきました。20番議員が言いましたように前回協議会でしたか、協議会と議案の内容説明等で話を伺ったわけですけども、非常に聞き取りにくかったということで同感をさせていただいたんです。

それで冒頭ですね、ちょっと話ありましたように紀伊長島町におきましては国民保険税であったわけですね。それが今度は保険料になるということで、税の場合はですね引き上げの場合は議会の議決を要しますから議会に周知、議会に周知、即住民に周知という形になるわけです。その議会に周知ということから考えますと、この料にしてもただいま議案として上程されておりますから周知したことになるんですけども、この料になる場合はこれ町長の権限で引き上げることができ、それも告知によって処理し、もちろん議会を無視することはできませんけども、というような手続きが税と料の場合は違ってくると、と町長の権限で保険料が自動的にこう上がるということになればですね、その対象者になるこれは今回の場合は紀伊長島区の国保加入所帯の人たちなんですけども、予告なしに保険料か上がっていくと結果的にはそうなるわけですね。

その手順をね踏まずにやる形になりますから、これは町長の政治姿勢、政治信条というのですかね、そういうものに私は反するんやないかなと思うんです。これは4月1日からの適用になりますけども、それまでにやはり長島地域の人たちに、関係者にこういうことで保険料を引き上げなければならないのやという周知をするのがね、これ行政サービスの一環じゃないかいなと思うたりもするわけです。そのようなことで一つ異論が持っておるわけですけども、これは全体的に国保会計を見るときにですね、今課長が言われましたように今年度の医療費の見込みを立てるときに、歳入のあらゆるものを入れてもなお不足するんだということで、すでに海

山町では今後のことも考えて10%ですか、引き上げなどをして財源の確保に努めてきておると、 長島が低いということになれば、これは当然調整をせなならん。その調整することには私は異 論がないんです。異論がない。

ただね町長権限で告知だけして、もう議会でちょっと話したらピュッと上がっていくという 形はね、わしゃあちょっと、私はちょっと奥山町長としては自分自身もちょっと気持ちにそぐ わないところがあるんやないかなという気がするんです。そのへんの取り扱いについてどのよ うに考えておられるのか、このまま議会で議決を得たら発車していくのか、見切り発車してい くのか。

もう1つ付け加えますとね、今年の税の申告、税制改革で65歳のほうが随分税金が高くなりました。いわゆる高齢者控除もありませんし、年金受給者にしても控除額が引き上げられて高くなりました。その高くあったということは所得金額が高くなったということです。保険料をはじく場合ですね、ここに額がはじかれておりますけども、その所得金額に対して基礎控除やって、保険料の料率を掛けるんでしょう。そこでも上がってくるわけです。それで一高齢者の所帯から考えると税金で上がり、また突発的にという言葉は正しいかどうか知りませんけども、そういう形になりますね。国保料も上がってきたってというとね、ちょっと波風が紀伊長島地区では出るのではないかという心配をしておるんです。そのようなことで私そういう意見も踏まえて質疑をさせていただいておりますので、それについての考え方を聞かせていただきたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この国保のですね運営協議会は数日前に開かれまして、このことについてもご協議いただきましたが、賛否両論ありましたなかでですね、採決の結果上げることが認められたという経過がございます。しかし、それはそれとして報告をさせていただきます。

しかしながら、どんどん医療費等が上がってくる社会状況のなかで、ここに両町の合併を得ましてですね、両町の同じ町民でいてですね、負担額が違うということについての認識が、どうも私としては両町民にできたら一緒になってもらいたいという考えを持っております。しかも17年度ですか、18年度の基金を1億円取り崩してですね、予算を組まなければならないという現状は極めて厳しい状況だと思います。

よって、住民の方々にはご負担になることは重々申し訳なく思いますが、ご理解をいただけ

れば有り難いと、そのように考えます。

議長

東恒雄君。

19番 東恒雄議員

わかりました。今の町長答弁はですね、やはり紀北町民国保加入者、これは平等に公平に払 わなくてはならないのは理解できます。それについては先ほど言いましたように異を唱えるも のではないですけども、ただ関係する被保険者に予告なしにこれを実施して発車するのか、そ れまでにやはり住民サイドに立ったいわゆる親切さでですね、お知らせをしてやるのか、その へんについてそしたらご回答いただきたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

予告はできるだけさせていただきたい。広報、あるいはテレビ等で住民の理解を得たいと思います。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認めます。

日程第27

議長

次に日程第27 議案第34号 平成18年度紀北町老人保健特別会計予算を議題といたします。 質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第28

議長

次に日程第28 議案第35号 平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第29

議長

次に日程第29 議案第36号 平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第30

議長

次に日程第30 議案第37号 平成18年度紀北町水道事業会計予算を議題といたします。 質疑を許します。

27番 北村博司君。

27番 北村博司議員

2点お伺いします。25ページ、総係費のなかの報酬、水道水源保護審議会委員会報酬27万円というのがありますが、これね背景になるというか、ベースになる水道水源保護条例に何か暫定施行されているというような話で、どうも議決された覚えないんですが、ちょっとそのへんどうだったのか私も記憶がないんですが。

それとあわせてこの審議会の報酬を計上するということは、審議会自体がもうすでに設置されておるということになりますが、一体どなたが、どういう形で任命されているのか、これ条例には確か議員からもということになっておりますが、どこでどういうふうにしたのか、もしも発足しておるんならね。ここに報酬あがっておるということはもう設置されておるのか、す

る予定なんか、そのへんを明らかにしていただきたい。

それとちょっと32ページのほうの工事請負費ですが、上水道配水管の布設、志子区の花広場まで 400mかなんか布設するという話でしたね、あれ75mmだか何かね。そんな説明があったと思うんですが、あそこは人家というよりも熊野古道のツヅラト峠の施設のためだろうと思うんですが、水道管ね。もしそうだったらこれ水道課特別会計で負担するんじゃなしに、一般会計からその分を補填せなあかんのではないかと思うんですが、補填してあるんですか、これは。古道関係だったら企画費か教育費かどちらかになると思うんです。企画かな。どっちかからその分を水道管布設のため花広場へという説明でしたから、そのへんどうなっているんですかね、ちょっとご説明いただきたいと思います。

議長

東水道課長。

東義郎水道課長

お答えいたします。まず水道水源保護審議会委員ですが、これについては海山区、紀伊長島 区それぞれ審議会があります。

27番 北村博司議員

現在設置されておるのかどうかと聞いておる。どういうふうな基準で選んでおるのかという こと。

東義郎水道課長

審議会の委員さんにつきましては、紀伊長島区では5月の30、ちょっと資料持ってませんもんでわかりませんが、今年の5月31日までだったと思います。在任期間、はい。それから海山区についてはちょっと今資料持ってませんもんで、何日までというのはわかりませんが、審議会の委員は設置しております。はい。

27番 北村博司議員

だれなのか、どういう方を選んでおるのかということ。

東義郎水道課長

紀伊長島の場合は学識経験者、それから町議会議員さんから、それから町長が認めた人というふうになっております。そのへんちょっと今資料持ってませんもんで正確には言えません。 あとで報告させていただきます。

それからツヅラト峠の花広場までの配水管の布設工事ですけども、これは主要事業のときに 説明させていただきましたけども、志子奥のおだいさんというのですか、あのあたりまであり ます。そこから 400mぐらい上のほうへ布設をするものです。そしてツヅラト峠のふもとに今トイレがあります。そこが一応谷水を利用した簡易水洗のトイレということで、渇水期になると水が少ないということで地元の人に迷惑かけておるということで、そこまで引っ張るということでございます。

トイレの改修工事についてはこの前の話では産業振興ですか、予算を見てもらってたと思います。はい。

27番 北村博司議員

ですからその水道を引っ張るのも一般会計から負担せなあかんのと違うかと、水道会計やなしに、財源手当せなあかんのと違う。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員のご指摘ですが、水道会計でやりたいと思います。

議長

北村博司君。

27番 北村博司議員

そういう問題じゃないと思いますよ。町長は住民の給水義務を負っている。だから人家があれば当然その水道会計からね、水を供給するための改修費なり整備費を出す。ところがこれは県がつくったトイレであると思いますよ、確かあれは。県の事業受けて町がやったのか、とにかくこれは熊野古道の受け入れのための事業で行ったものですよ。ですからこれは当然一般会計からその分の所要財源は入れなあかんのと違いますか。いや水道会計でやりますってね、そんなね企業会計ですから、企業会計というのは水代を料金としていただいて、それでやっていくんじゃないですか。企業なんですよ。だから独立採算ですから本来、病院とか水道とか下水道もそうですけれども、うちは上水道しかありませんから企業会計は。これちょっと私、ちょっとそれは違うと思いますよ。一般会計というか一般町政の必要性のためにそちらのほうで水道課に水を供給するわけですから、これは一般会計から補填すべきものだと私は思いますが、これね助役は水道関係ないもんでね、これは収入役の見解をお聞きしたいと思いますよ。これはあとで支出できるかどうかということになりますからね。このへんちょっと法的にきちんとお答え、教えていただきたいと思います。

それから水道水源保護審議会ね、これ10月11日で合併時点で条例そのものは失効しておるは

ずなんですね。だから暫定施行ということは11日にまた暫定施行、これは専決でやったんだろうと思うんですね。私ちょっと議決した覚えがないんで、それで辞令のこれにも入ってないですね。専決処分第1号のなかに、これずうっと見たですけどこれないですよ。ところが例規集をちょっと人に教えていただいて例規集のを見たら、尻のほうに暫定施行ということで入っておるんですが、一旦切れておるわけですよ審議会も、審議会の委員の身分は消滅するんじゃないですか、10月10日付けで昨年の。それ在任期間というのはおかしいんじゃないですか。そこで終わっておるはずですよ。あれ任期2年かな、前の条例は。2年だったら10月11日からまた2年始まっておるんじゃないですか。ちょっと私、ちょっと私取り違っておるかわからんけども、しかもこれ審議会の委員というのは重大な責任をこの間の町の主張で負わされておるんですよ。主体だということになっておるんですよ。そういうこの高裁で主張しておるじゃないですが、そういう行政主導の主体だって、今の委員さんはそれを承知でなってくれておるんですか。

いざ何かあったらあんたたちに責任を負うてもらいますよて、主張しているじゃないですか、 町は。被控訴人として。それを今あるってちょっと名前言えんて覚えてないという話ですが、 その人たちはそういう論議を承知していますか。今度の判決、説明してありますか。あんたた ちは何かあったら責任負うしてもらいますよと、ちょっとちゃんと説明してください。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

まず一般会計からの繰り出しでありますけど、あそこには便所がありまして、水道料金を取っておりますので、それで企業会計のほうで十分やっていけると思っております。

それから水道水源保護条例の件なんですけど、保護条例のことなんですけども、あれは暫定施行となっておりまして、旧町のものを引き継いでおります。以上でございます。

27番 北村博司議員

いやいや任期は終わっておるのじゃないとかいうこと、前の委員。

議長

審議会の委員は、東課長わかる。審議会の任期。

東水道課長。

東義郎水道課長

ただいまのご質問なんですけども、先ほど言いましたようにちょっと資料が手元にないんで

すが、紀伊長島については5月31日までだったと思います。18年の5月31日まで。で海山区についても在任期間がありました。それしか今ちょっとお答えできません。資料がありません。

議長

北村博司君。

27番 北村博司議員

さっきのあれのほうはいいですわ。予算のこれ、料金はだれが払ろうておるのか知らんけども、あれは無料施設でしょう。一般会計のほうでじゃ払っておるのか、県が払っておるのかそれのへんは。

今のね合併というような自治体が消滅するわけですよ、旧町2つは。だったら条例もその時点で失効しておるはずですし、現実にあんた議員とか農業委員のよう任期の特例をという合併特例法のなかに規定があって、それに沿った手続きをとって初めて任期が付いておるわけですよ。水道水源審議会はそんな、教育委員でも選挙管理委員でも全部失職しておるんですよ。なんで審議会の委員だけ失職しないんですか。

自治体が消滅したんですよ。なくなっておるんですよ。根拠になっておる条例もなくなった はずですよ。審議会の委員は何でそのまま引き続いて在任できるんですか、任期なんてないで しょう。それが行政合併の重要な部分でしょう。ちょっとこれはだれか法的にちゃんと説明で きるものしてくださいよ。そんなもの私はちょっと理解に苦しむな。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

水道水源保護条例は新町に引き継ぐということでご理解をいただいてます。その合併協議会でね。その点でいけば法律的に私その詳しくないんですけども、暫定的に今課長も言うたように、おそらく5月31日までは引き継いでいただくというふうに理解をしております。

議長

北村博司君。

27番 北村博司議員

いやちょっと私はそれは違うと思います。条例そのものは引き継ぐ、新町に引き継ぐという 確か申し合わせがあった。でこれにあったのかと思うたらこれにないんですよ、専決処分のな かに。このなかにないんですよ。だからそういう手続きは要らなかったのかどうかということ をまず聞きたいし、初議会のときに専決処分の承認のなかに含まれてないんですよ。それはい いのかどうかということ。

それから常識的に考えて条例は承継するとしても、委員の任期は10月10日をもってですね、 終了しておるはずです。自動的に引き継ぐってそんなことはないはずですよ。ちょっとこれは それこそ法律の専門教育を受けておる助役答弁してください。いやいや客観的な解釈を聞かせ てください。一般論でそんな合併の時点でもこれ失職しておるはずですよ。

議長

議員、この件に関して後刻正確に調査し、それで後刻報告するようで一つご了解。

27番 北村博司議員

後刻やったらもう明日、今度はもう委員会かかってしまうんでしょう。ちょっと休憩して意 見、答弁調整してください。

(「議事進行」と呼び者あり)

議長

岩見雅夫君。

29番 岩見雅夫議員

若干ですね休憩を要請したいと思うんですが、その前にですね、ただいまの北村議員の意見なんですけども、私から別に論拠づけることはどうかと思いますけれども、私の解釈を申し上げますとですね、本件については合併協議会の協議のなかでですね、水道事業については現行のままですね、新町に引き継ぐというふうになっていたと思います。そういう水道事業が引き継がれるなかで、条例もそのまま存続されるということになって、今問題になりました審議会についてもですね、条例によって設けられておるわけですから、それに準じてですね現在まで引き継がれておるんではないかというふうに理解しておるんですけども、いろいろ現在の上告の問題もありましですね、条例の問題に波及すると若干大きな問題にもなりかねませんので、若干の休憩をお願いしたいと思います。

議長

岩見議員、今ちょっと担当課からも少し時間がかかるそうですので、後刻ということで北村 議員ご了解できませんでしょうかね。少し時間がここで休憩、短時間とってもちょっと無理と いうようなことで。

北村議員。

27番 北村博司議員

本日これ本会議としては審議というのは終わるわけですね。閉会ということじゃなしに延会

でもないな、これは何なのかな、散会か。散会するまでに統一見解を出していただけるんならですね、私は後でもいいですよ。散会までにですよ、統一見解出してください。

議長

ちょっと暫時休憩します。

(自席で暫時休憩)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

条例の暫定施行について説明させていただきます。

地方自治法施行令第3条によりまして、普通地方公共団体の設置があった場合においては、 第1条の2の規定により当該地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例、ま たは規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例、または規則を当該地方 公共団体の条例、または規則として当該地域に引き継ぐ施行することができるとありまして、 まだ新条例ができておりませんので、旧条例をそのまま新町に引き継ぐということであります。 以上でございます。

議長

東水道課長。

東義郎水道課長

委員につきましては条例も暫定的に施行しておりますので、そのなかに含まれておるということでございます。そして委員さんにつきましては17年の10月10日で失職しておりますので、 改めて紀北町長職務執行者で委嘱をしております。

27番 北村博司議員

町長の答弁間違っておりましたので訂正してください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

先ほどのこのことに対して私の答弁が間違っておりましたので、その部分は取り消して訂正 します。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

20番 東澄代君。

20番 東澄代議員

すみません1点だけ、ちょっと聞き漏らしたと思うんですが、11ページ、メーター器取り替え委託料なんですが、これはどこの分なんでしょうか、それだけ説明お願いします。

議長

東水道課長。

東義郎水道課長

すみません。11ページにはないんですけども。

20番 東澄代議員

ありますよ水道、簡易水道。

東義郎水道課長

今もう水道会計なんです。はい。

20番 東澄代議員

ごめん。すみません。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第31

議長

次に日程第31 議案第38号 国災第1528号町道白倉1号線道路災害復旧工事(分割11号)請 負契約の締結についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第32

議長

次に日程第32 認定第1号 平成17年度紀伊長島町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

日程第33

議長

次に日程第33 認定第2号 平成17年度紀伊長島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第34

議長

次に日程第34 認定第3号 平成17年度紀伊長島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定 についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第35

議長

次に日程第35 認定第4号 平成17年度紀伊長島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算 認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第36

議長

次に日程第36 認定第5号 平成17年度紀伊長島町水道事業会計決算認定についてを議題いたします。

質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第37

議長

次に日程第37 認定第6号 平成17年度海山町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第38

議長

次に日程第38 認定第7号 平成17年度海山町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第39

議長

次に日程第39 認定第8号 平成17年度海山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第39

議長

次に日程第40 認定第9号 平成17年度海山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について を議題といたします。

質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第41

議長

次に日程第41 認定第10号 平成17年度海山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第42

議長

次に日程第42 認定第11号 平成17年度海山町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第43

議長

次に日程第43 認定第12号 平成17年度紀伊長島町海山町し尿共同処理組合一般会計歳入歳 出決算認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第44

議長

次に日程第44 請願第1号については、この際質疑を省略いたしたいと思いますが、これに ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認め、質疑を省略することといたします。

日程第45

議長

次に日程第45 発議第1号 決算特別委員会の設置及び委員定数についてを議題といたします。

本案件については認定案件12件を審査するため、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、委員14名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本件については委員14名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して 審査することに決定しました。

議長

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項 の規定により、

1番 平野倖規君 3番 東 清剛君 4番 世古勝彦君 5番 濱田耕輝君

8番 尾上壽一君 9番 山中剛司君 10番 橋本雄固君 11番 永田安彦君

12番 浅川 研君 16番 松永征也君 18番 近澤チヅル君

20番 東 澄代君 26番 西岡利平君 27番 北村博司君

以上の14名を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会委員に、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しま した。

議長

それではここで決算特別委員会の委員が決定しましたので、委員会の正副委員長の互選をお 願いしたいと思いますので、暫時休憩いたします。

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長

委員長、副委員長の前に、先ほど平山産業振興課長の答弁が不適切であると、修正したいという申し出がありましたので許可いたします。

平山産業振興課長。

平山厚産業振興課長

先ほどの議案第32号の紀北町一般会計予算のなかの質疑のなかで、自然体験型観光施設の内容につきまして尾上議員さんから質疑あったことの答弁に対し、収入の13万円の問題がありました。そのことに関してちょっと訂正したいので今から説明させていただきます。

この13万円という収入は本当に経費を考えずやっておりますが、これは当初最初の施設であり、今後どうなっていくかということも含めておりまして、かなり低めに見積もっております。そういったなかで今後この実際にやっていくなかで総予算を、収入が上がるようにしていきまして対応していきたいと思いますので、この低く見積もったという考えにつきましては訂正させてもらって、今後頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの互選の結果についてご報告いたします。

決算特別委員会委員長に、尾上壽一君

副委員長には、東 清剛君

でございます。

以上で、関係提案されました案件についての質疑は全部終了いたしました。

議長

お諮りします。

本日議案となっております各案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案の委員会付託表のとおり担当委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

なお、付託案件にかかります審査につきましては、明日の3月10日、総務財政常任委員会と 教育民生常任委員会の開催となっております。産業建設常任委員会につきましては3月13日に 開催することといたします。

3月14日は委員会の予備日となっておりますので、委員会の運営につきましては、委員長によりお計らいくださるようお願いいたします。

議長

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さんでした。

(午後 4時 40分)

地方自治法第 123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 18年 7月 26日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 近澤チヅル

紀北町議会議員 東 恒雄